

食品に関するリスクコミュニケーション
「食品中の放射性物質対策に関する説明会」
議事録

平成 24 年 4 月 25 日（水）

神奈川会場（男女共同参画センター横浜）

消費者庁
内閣府食品安全委員会
厚生労働省
農林水産省

○司会（金田企画官） お待たせいたしました。ただいまから「食品に関するリスクコミュニケーション『食品中の放射性物質対策に関する説明会』」を開催いたします。

本日、司会を務めます、私、消費者庁消費者安全課の金田でございます。よろしくお願いいたします。

本日のリスクコミュニケーションが、消費者の皆様の消費行動の考えるきっかけになり、そして、具体的な消費行動に結び付く契機になることを祈念申し上げます。

では、お配りしてある資料の確認をさせていただきます。

お配りしてある資料の議事次第と書かれているペーパーをごらんください。その中の一番下のところに配付資料の欄がございます。

資料1「食品中の放射性物質による健康影響について」。

資料2「食品中の放射性物質の新たな基準値について」。

資料3「農業生産現場における対応について」。

資料4、震災後の消費動向とリスクコミュニケーション。これは資料の名前が違いました。済みません。

以上、配付資料があると思います。もし資料1～4まで足りないものがございましたら、スタッフの者が巡回しておりますので、手を挙げてお知らせいただければと思います。

引き続き、議事次第の上の方をごらんください。

まず、食品安全委員会委員長代理、熊谷進より、「食品中の放射性物質による健康影響について」、約20分の講演があります。

次に、厚生労働省医薬品食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室長、道野英司より「食品中の放射性物質の新たな基準値と検査について」、約40分の講演があります。

次に、農林水産省生産局総務課生産推進室長、安岡澄人より、「農業生産現場における対応について」、約20分の講演があります。

その後、10分ほど休憩を挟みまして、東京医療保健大学の日比野守男先生をコーディネーターに迎え、消費者サイドから全国消費者団体連絡会事務局長の阿南久様。

生産者サイドから、鈴木農場の鈴木光一様と、有限会社那須高原今牧場の今耕一様を交えてパネルディスカッションを行います。

パネルディスカッションの中で、会場の皆様とも質疑応答、意見交換を行いたいと思います。

閉会は、おおむね16時30分を予定しております。議事の円滑な進行に御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、事前にいただきました御質問については、できる限り冒頭の説明の中で触れるよう参考とさせていただいておりますが、時間の都合上、すべての御質問にあらかじめお答えすることが難しい場合がございます。説明内容に含まれていない場合にあ

っては、最後に会場の皆様との質疑応答、意見交換の時間を設けておりますので、その中で、御質問いただきましたら幸いです。

では、「食品中の放射性物質による健康影響について」、食品安全委員会委員長代理、熊谷進より、御説明いたします。

○熊谷食品安全委員長代理 皆さん、こんにちは。ただいま御紹介あずかりました、食品安全委員会の熊谷と申します。今日、私は「食品中の放射性物質による健康影響について」ということでお話をさせていただきます。

今日のお話のトップバッターでもありますので、最初に簡単に放射性物質につきまして、基本的なことを、もうメディア等で皆さん御存じかと思えますけれども、一応おさらいの意味で簡単に説明させていただきます。

(PP)

放射線ですけれども、これは物質を通過する、透過する高速の粒子あるいは高いエネルギーを持っている電磁波であります。ここにお示ししましたように3種類ありまして、 γ 線、X線、 β 線、 α 線です。それぞれ透過力が違います。

X線はレントゲンで皆さんよくお使いだと思えますけれども、体の柔らかい部分は透過しますけれども、硬い部分は透過できないという性質を持っています。

(PP)

人体影響の単位なのですけれども、これが実になかなか煩わしいことで、今日は恐らくこの2種類だけを挙げればいいのかということで、1つは放射能の強さの単位としてベクレルというのを使います。人体影響レベルの単位としてシーベルトという単位を使います。

このベクレルとシーベルトは換算できるようになっていまして、それをつなぐのが実効線量係数というものです。

ある食品のベクレル、100ベクレルとか、全身の事態影響としての実効線量といいますけれども、実効線量の単位としてシーベルトを使いますけれども、ミリシーベルトというのが今は非常によく使われますが、シーベルトの1,000分の1がミリシーベルトです。この実効線量係数を決めておりまして、それで換算できるようになっています。

(PP)

例えば1kg当たり100ベクレルのセシウム137を含む食品を1kg食べた場合の人体影響の程度はこの式で計算できます。成人の場合ですけれども、 100Bq/kg 、これに食べた量をかけて、それでこの係数かけますと、0.0013ミリシーベルトという具合にはじき出されます。

この係数というのが実効線量係数ですけれども、実効線量係数は放射性物質の種類、例えばセシウム137とか放射性セシウムとかその種類ごとに、摂取経路ごとに、摂取

経路というのは経口的に、つまり飲み込んでしまった場合です。食べ物がそうです。吸い込んでしまった場合。そういう摂取経路ごとに、年齢区分ごとに国際放射線防護委員会（ICRP）などで設定しております。これは専門家が知恵を出し合ってこの係数を設定しております。

このように、表が小さくなってしまうのですけれども、ヨウ素とかセシウム、カリウム 40 は自然に含まれているものなのですけれども、それについてもこのように実効線量係数が決まっております。

（PP）

次にお話ししますのは、放射性物質が減る仕組みなのですけれども、どんどん減っていきます。体内に入った放射性物質は、その物質の性質と排泄などの体の仕組みによって減少していきます。仕組みとして2つあるのは、物理学的に減っていく部分です。これは放射性物質そのものが常に壊れていまして、壊れるとともに放射線を出すのですけれども、それが一定の率で壊れていきますので、半分に減少する時間、期間を半減期と言っています。物理学的半減期というのはそういうもので、放射性物質が自然に壊れて減っていくのです。もう一つありますのは、これは何でもそうなのですが、我々の体に取り込まれたものというのは尿やその他、物によっては呼吸を通じて排泄されますけれども、体の中からどんどん出ていきますので、一度取り込んだものはどんどん減っていきます。その半分に減る期間というのを半減期と言っています。生物学的半減期と呼んでいます。放射性物質もどんどん減っていきますので、この二通りの減り方が重なって減っていくと考えていただければと思います。

例えば物理学的半減期の例を挙げますと、セシウム 137 は 30 年、ヨウ素 131 は 8 日とわかっています。半分に減る期間です。

生物学的半減期ですと、放射性セシウムについて言えば、大人は数十日かかりますが、1 歳未満ですと 9 日ということがわかっています。

（PP）

もう一つは、内部被ばくと外部被ばくというのがよく使われますけれども、内部被ばくも外部被ばくも人体影響は同じ単位のシーベルト単位で表わされます。ですから、例えば 100 ミリシーベルトの被ばくを受けた場合には、内部被ばくも外部被ばくもほぼ同等の人体影響を表すと考えていいことになっています。内部被ばくでは、体内での存在状況に応じた被ばくが続くことを考慮して線量が計算されます。

ここに先ほどの式が出てくるのですが、放射能の強さ、ベクレルに実効線量係数を乗じると、その内部被ばくの線量が出てくる。

外部被ばくにつきましては、線量率というのが時間当たりのシーベルト単位で表わされていますけれども、それに被ばくした時間をかけると、そのまま人体影響を表す単位として表わされます。

（PP）

実はもともとある自然放射線というのがありまして、これは1人当たりの年間線量は日本人の平均として約 1.5 ミリシーベルトなのです。それは地面が放射線を出していきまして、それから受ける部分。宇宙船が放射線を出していますのでそれから受ける部分。大気中にラドンなどが含まれていきまして、それから受ける。

問題の食品ですけれども、食品にはカリウム 40 という放射性物質がもともと含まれていきまして、それから受けるのが1年に 0.41 ミリシーベルトなのです。合計しますと 1.5 ミリシーベルトということになります。

実は日本国内でも最大約 0.4 ミリシーベルトの地域差があることが知られています。西日本の方が比較的高いということがわかっています。

(PP)

通常の食品に含まれる、今、言いましたカリウム 40 がどの程度なのかというのを示したのがこれになります。

高いものでは例えば干し昆布とか干し椎茸、干したものが比較的高いです。1 kg 当たり 2,000 ベクレル、一般食品の基準値として示された 100Bq/kg というのは、例えば魚にはもともとカリウム 40 がこのぐらいのレベル含まれているのです。

(PP)

健康影響の種類なのですけれども、1つは比較的高い線量を受けた場合に出る健康影響で、例えば脱毛とか不妊というのがあります。吐き気がしたりというのも勿論含まれます。これは確定的影響と呼ばれています。急性被ばく、大量に被ばくした場合にこれは起こるわけですけれども、例えば永久不妊の閾値、永久不妊が男ですと 3,500 ミリシーベルト、一度に浴びると不妊になる。女性ですと 2,500 ミリシーベルト以上ということが知られています。

それに対して、徐々に低線量を浴びて起こる健康影響が確率的影響と呼ばれています。これは発症の確率が線量とともに増えるとされる影響で、白血病含むがんが代表的なものです。

(PP)

食品健康影響評価の話に移るわけです。

(PP)

食品安全委員会では、この健康影響評価というのを厚労省に依頼されまして行いました。これは厚生労働省などのいわゆるリスク評価機関と、私どものリスク評価機関との関係を表しております。私どもの機関は科学的知見に基づいて、客観的、中立公正に健康影響評価を行う。ここは厚生労働省しか示していませんけれども、ほかにも農水省あるいは消費者庁もこれに該当する機関でありまして、このリスク評価に基づいて政策を立案して実行する。その場合に費用対効果、技術的可能性、国民感情も勿論考慮に入れ、基準値をつくるということのもまさにここに該当するのですけれども、そういうことを行います。

今回の放射性物質につきましては、昨年3月17日に厚生労働省の方から、緊急を要するため暫定規制値を設定するけれども、まずそれについて評価してくれということを頼まれましたので、示された暫定規制値は暫定的なものとして緊急時の対応としてかなり安全側に立ったものであるという結果を取り急ぎ厚生労働省の方に通知しました。その結果を受けて暫定規制値の維持を決定したわけです。

その後、本格的なリスク評価の作業に移りまして、最終的に10月27日に評価結果をとりまとめて、それで結果を通知しました。それに基づいて、後で御紹介ありますような基準値が設定されたという段取りで進んでいます。

(PP)

このプロセスでワーキンググループを私ども組織しまして、20人ぐらいの専門家からなるワーキンググループで、国内外の放射線の健康影響に関する文献を入手し得る限り集めまして、それら文献を精査して、被ばく線量の推定が信頼に足るかどうか、調査研究手法が適切かなどを検討しまして、その結果として、外部被ばくを含む疫学データを使わざるを得ない。本来、内部被ばくなのですけれども、食品経由ですので内部被ばくのデータがあればその方がいいのですけれども、なかなかそういうデータがないということで、外部被ばくを含んだ疫学データも用いて検討しました。

(PP)

その場合に、既に国際機関によってリスク管理のために高線領域で得られたデータを低線量域に当てはめて幾つかのモデルが示されております。しかし、検討した結果、モデルの検証はどうも困難であるということで、被ばくした人々の実際の疫学データに基づいて評価を行うということになりました。

(PP)

たくさんの研究報告が今までにあるのですけれども、私どもの目標は被ばく線量がどの程度だったらどうなのかということを明らかにすることが目標でしたので、ところが、数多くある科学論文の中で被ばく線量が明確になっている論文というのは非常に少ない、限られているということがわかりました。その他の先ほど言いましたような方法的な部分も検討しまして、その結果として、主に健康影響評価に基づいた科学的知見、つまり論文として発表されたものとしましては、ここにお示ししましたようなものがありました。これはインドの自然放射線量が高い地域で発がんリスクの増加が認められないという報告が1つありました。

これは累積線量として500ミリシーベルト強。累積線量といいますのは、例えば20年とか30年、合わせて500ミリシーベルトを超える線量を浴びている集団について、発がんリスクの増加がみられなかったという報告です。インドのケララ地方としまして、インドの半島の西の方なのですけれども、そこはもともとトリウムという放射性物質がありまして、それが地面に含まれている場所なのです。そこから放射線が常時出ていて、比較的高い線量を常時浴びているという地域です。

そういう地域とそうではない放射線が低い地域とを比べても、発がんの程度というのは変わらないという報告です。これに類するような、実は自然放射線量が異常に高いという場所が中国とか、ほかにも世界で何か所かあるのですけれども、そういうところで例えば人が住めなくなってしまったとか、その人々に非常に健康障害が多発するというような報告はありませんでした。

最も信頼できた低い線量をはっきりさせていたのが、広島、長崎の被ばく者における疫学データの論文です。1つは白血病による死亡リスクを取り上げた論文で、これは被ばくした集団と被ばくしていない集団を比較するという研究です。この研究では200 ミリシーベルト以上でリスクが上昇するけれども、200 ミリシーベルト未満ではこの集団間に差はない。被ばくした集団は被ばくしていない集団と比べて何ら差がないということです。

もう一つは、固形がんによる死亡リスクを検討した研究がありまして、これも広島、長崎の被ばく者ですけれども、被ばく線量が0～125 ミリシーベルトの人の集団と、もう一つは、被ばく線量が0～100 ミリシーベルトの人の集団で、固形がんの発生がこちらの集団に比べて高いということがわかりました。つまり、被ばく線量が増えるとリスクが高くなるということが、しかし、それはわずか100～125の間の差なのです。最も低いレベルを安全側に立って、それを1つの値として示すという方針になりました。

(PP)

つまり、100 ミリシーベルトなのですが、そのほかに小児、胎児に関する疫学データとしましては、ここに示しましたようなチェルノブイリが主体でありまして、子どもの方が白血病のリスクが高いとか、そういうものがありました。しかし、被ばく線量についてはなかなか特定できるほどはつきりしていない。ただし、子どもの方が感受性が高いということがこれらの論文からわかりました。胎児への影響につきましては、0.5 シーベルト以下の線量で健康影響が認められない。0.5 といいますと、500 ミリシーベルトです。それ以下では健康影響は認められないという論文が1つありました。

(PP)

それら結果の概要をお示ししましたのがこれで、放射線による影響が見出されているのは、生涯における追加の累積線量がおおよそ100 ミリシーベルト以上、これは通常の一般生活で受ける放射線量、自然放射線や医療被ばくなどを除いた追加の線量です。

そのうち小児の期間につきましては、感受性が成人より高い可能性がある。

100 ミリシーベルト未満の健康影響について言及することは困難と判断しました。それはなぜかというと、1つは曝露量の推定が不正確なのです。線量が低すぎて推定が不正確にならざるを得ないわけですからけれども、放射線以外のさまざまな影響と明確

に区別できない可能性があるということ、根拠となる疫学データの対象集団の規模が小さいということがある。この３点があつて困難と判断しました。

(PP)

おおよそ 100 ミリシーベルトとしたわけですが、安全と危険の境界ではなくて、食品についてリスク管理機関が適切な管理を行うために考慮すべき値、これを超えると健康上の影響が出る可能性が高まることが統計的に確認されている値と言うことができます。

この値はあくまでも食品からの追加的な実際の被ばく量に適用されるものということで、この値に基づいて厚生労働省の方で基準値を設定したと理解しております。

どうもありがとうございました。

○司会（金田企画官） それでは、引き続きまして、食品中の放射性物質の新基準値及び検査につきまして、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室長、道野英司より御説明させていただきます。お願いいたします。

○道野輸入食品安全対策室長 皆さん、こんにちは。今、司会から紹介があったように、私の方から「食品中の放射性物質の新たな基準値について」ということで、新たな基準値を設定するに当たっての考え方であるとか、現行の検査体制、その結果、出てきた汚染状況のデータなどについて御説明したいと思います。

(PP)

まず基準値についてでありますけれども、食品中の放射性物質の新たな基準値ということで、報道等でも御承知のとおり、4月1日から施行しているわけです。実際に基準値の数字というのはここにありますように、飲料水が 10、牛乳が 50、一般食品が 100、乳児用食品が 50 というのが新しい基準値であります。3月31日まで使っていた基準値は、暫定規制値ということで飲料水 200、牛乳・乳製品 200、その他の食品が 500 というような数値になっています。

どうしてこういうふうな見直しをしたのかということについて、基本的な考え方がこのスライドの中に記載されています。

1つは、より一層の食品の安全と安心を確保する観点ということで、実際の被ばく量ではなくて基準値の設計上の話として、暫定規制値というのは年間 5 ミリシーベルトということを前提につくっていたわけですが、これを年間 1 ミリシーベルトに引き下げたということが1つ目であります。

この年間 1 ミリシーベルトにするという考え方ですが、食品の国際基準をつくっているコーデックス委員会、FAO/WHO の共同プロジェクトですが、このコーデックス委員会で年間 1 ミリシーベルトを超えないようにということで国際基準をつくっているわけです。そこで 1 ミリシーベルトを引っ張ってきた。

モニタリングの検査結果、去年1年間、3月17日以降検査を続けてきたわけですが、多くの食品からの検出濃度は時間の経過とともに相当程度低下しているというような状況にあるということでもあります。

更に、こういったなぜ4区分にしたかというのは次のスライドになるわけです。

(PP)

4つの区分にしました。設定の理由というか考え方というのがここに書いてあるわけですが、基本的にはWHOの飲料水中の放射性物質の指標値というのが10ベクレルということが基本です。乳幼児食品については、食品安全委員会のリスク評価結果において小児の期間については、感受性が成人より高い可能性があるという御指摘があるということです。牛乳につきましては、やはり子どもさんの摂取量が非常に多いということがあります。同様の食品安全委員会からの指摘がございます。

そういったことで、この3つについては、別途区分を設けることにしたわけですが、その他の食品については基本的にひとくくりということにしています。このひとくくりにした考え方というのは、要は皆さんの食生活というのは非常にバリエーションがあるわけです。肉が好きな人もいれば、卵を好きな人もいるでしょうし、そういった食品ごとに基準につくってしまうと、別々の数字になってしまうと、食生活の違いがあると、基準値の設計上被ばく量の個人差が出てくるわけです。ですから、なるだけ大ぐくりにして、一般食品という形で基準値をつくった方が、そういった食生活の偏りによる影響、食習慣の違いによる影響というのが出にくいということがあるわけです。

やはりわかりやすいということもありますし、コーデックスとかEU、アメリカもそうですけれども、そんなに細分はしていません。

(PP)

これからちょっと複雑といいますか、放射性核種の対象になる核種は何にするかということの説明をします。基本的に現在測っているのはセシウム134と137。これはγ線を出します。検査機器、検査手法というのが比較的ほかのものに比べると短時間で検査結果が出てくる、操作も余り複雑ではないということがあって、セシウム134と137を指標にして検査するわけですが、ストロンチウムだとかプルトニウムだとかルテニウムだとか、こういったものが実はほかにも食品中に仮に残っていると問題になってくるものだとということで整理しています。理由は、半減期が1年以上あるというようなこと、実際に今回の事故で原子力安全・保安院が放出量の試算値を出しているわけですが、その中に出てくる。具体的に問題になりそうなものということになるわけです。(PP)

これらの特にセシウム以外のものをどういうふうに見込むかということで、結局、セシウムとほかの核種とのバランス、割合を見て、セシウムを指標にして検査ができるようにしようと。存在比が仮定できれば、セシウムを指標にして測っても問題ないだ

ろうということになるわけです。

それで、こういったさまざまな土壌だとか水だとかを通じていろんな形で食品中の中に入ってくるということがあるわけです。それぞれの核種によって物理科学的な性質が違いますので、それぞれの動態を考えて、放射性セシウムの寄与率を算出したわけです。その中でセシウム以外の核種の線量は、例えば 19 歳以上では 3 つの核種を由来する被ばくの寄与というのは 12% ぐらいあるのだということが算定できるわけです。

(PP)

そういったことで、こういった核種を含めてセシウムを指標にして検査していこうという基準につくりました。一方、一般食品 100 というのはどういうふうに出てきたかというのはこの絵でわかりまして、介入線量レベルは年間 1 ミリシーベルトということは先ほど暫定規制値は 5 で新基準値は 1 ですと申し上げたところです。一般食品に割り当てる線量というのは、飲料水は先ほど 1 kg 当たり 10 ベクレルとしたと申し上げました。その分の寄与を引いておいて、残りを一般食品にまず割り当てた。食品中に何ベクレルありますという数字がありますと、それを食べ続けた場合に、これぐらいの内部被ばくになりますという被ばく量がシーベルトという単位で出て、換算ができるわけです。その換算係数というのは性だとか年齢だとかによって変わってきます。もう一つは、もっと大きいのは食生活の違いというのも小さいお子さんから妊婦さん、大人までいろいろあるわけです。そういったものを勘案して、まずいっぱい、いっぱい、例えば 1 歳未満の場合 460 ベクレル、汚染されているものをずっと食べ続けてしまうと、水を足したら 1 ミリシーベルトになってしまうという数字なわけです。それをそれぞれの年齢、性別にざっと出したのがこの数字でして、この中の最小値というのが 120 ということですので、2 けたは切り捨てで基準値は 100 ベクレルとしたわけです。

結局、ここに書いているとおり、すべての年齢区分の限度値のうちで最も厳しい値から基準値を決めましたというようなことになります。今申し上げたことをもう少し数字を整理して書いているのがこの下の説明になります。

(PP)

今、申し上げた乳児用の食品というのはどれぐらいの範囲のものを言うのかということなのですが、基本的に 1 歳未満の方を対象とした食品というものは、対象になっていきます。ここに書いてあるようなものです。

(PP)

次に、牛乳の方も乳幼児食品と同じように別枠にしているわけですが、牛乳の区分に含める食品としては、基本的に牛乳、それに似通ったもので似たような消費をされるようなものということで、牛乳の区分には牛乳、低脂肪乳、加工乳等、乳飲料までとしました。

こちらは一般食品というような考え方にしています。

製造、加工食品の基準値の適用の考え。今までがそういった基準の設定の考え方ということで一般食品 100 ベクレル、牛乳だとか乳児用の食品につきましては半分の 50。この半分という考え方については、基本的に飲料乳自体は国産ということがあるので、そういった考え方に基づいて半分という考え方をしているわけです。

(PP)

次に製造、加工食品の基準値の適用の考え方。この基準値をどういうふうに適用していくかということです。できるだけ実際に食べる状態を考慮して基準値を適用していきましようということを考えています。

内容としては、必ず水戻しをするような乾燥食品は基本的に乾燥状態で測るのではなくて、水戻しを行った状態で検査をしましようということにしています。乾燥シイタケなどは基本的に生から乾燥したときに 10 分の 1 ぐらいの重さになりますけれども、それを今度は水戻しすると 5.7 倍ぐらいまでに戻ってくるのです。

そういったことで、そういう水戻しを起こった状態で基準値を適用しましようということです。ただ、乾燥状態で食べるものは当然乾燥状態で適用するわけですが、必ず水戻しをするものについてはそういう考え方です。

茶だとか米だとかというものについても、必ず抽出して飲むとか使用する、そういった米油、茶のような食品については、茶については煎じた状態で、米油についてもぬかの状態ではなくて油で搾った状態で、油で基準値を適用しましようという考え方に立っています。

(PP)

試験法を詳しく書いていますけれども、適用されるものはシイタケとかキクラゲとか、カンピョウからイモガラなど。海藻類に関してもこういったヒジキ、ワカメだとか、魚介類についてもニシン、棒タラとかというものが対象になっていきます。

水戻しといってもいろんなやり方があってなかなか数字の設定が難しいのですが、日本食品標準成分表等の水戻し公表データ、割ときちんとした数値があるものについては、それを使うということにしています。

(PP)

先ほどこちよっと触れましたけれども、お茶のような煎じた状態で 10 ベクレルを適用するというのはどういうふうにするかということなのですが、お茶の場合は水との代替性が非常に高い、国民栄養調査の結果からも非常に摂取量が多いのです。そういったことで飲料水と同じ 10 ベクレルというのをお茶にも適用する。この範囲というのはお茶の発酵していないお茶を使った飲料に 10 ベクレルという数字を当てはめましよう、適用しましようということにしています。

ただし、※印で書いてあるように、抹茶、粉末茶など粉末状で販売されるものについては、茶葉そのものを摂取することから、粉末状態で 100 ベクレルの基準値を適用し

ます。その他の飲料については 100 ベクレルということになるわけです。これは結局根拠としてはそういった摂取量の多い、少ない、水との代替性の高い、低いということから判断しているわけです。

下に書いていますとおり、先ほども触れましたけれども、基本的に紅花とか綿実とか米ぬかとか菜種とか、搾って油を取るということしか使いようのないものに関しては、もう油の状態で 100 ベクレルの基準値が適用されればいいでしょうということになるわけです。

(PP)

この基準というのは、通常、規制強化という場合には、一定の経過措置といいまして、準備する期間といいます、適用させるのに猶予する期間というのを設けることが多いです。今回の経過措置に関しては、市場の混乱防止ということを経験的な考えにして、一定期間引き続き暫定規制値を適用する食品というものを設定しています。

1 つは一番上に一般原則とありますけれども、生鮮食品、原料物については一般に 4 月 1 日から新基準値を適用しますということです。製造・加工食品の経過措置については、3 月 31 日までに製造・加工、輸入された食品というのは、その食品が流通して販売されるということについては猶予しましょうということになりました。4 月 1 日以降に製造・加工、輸入された食品は新基準値を当てはめましょうということです。そのほかに特定の食品での経過措置ということで、米と牛肉、大豆について、それぞれ 9 月 30 日まで、12 月 31 日まで、それぞれ流通実態に合わせた経過措置というものを設定しています。

(PP)

基準値の話に戻りますけれども、基準値の食品を一定の割合で摂取した場合の被ばく量ということで、基準値の食品を一定の割合で摂取した場合でも乳幼児の被ばく量は大人の半分程度であり、乳幼児に十分配慮した基準になっていると書いていますけれども、年齢層別に、これは基準値の食品は基準値いっぱい、いっぱいに汚染されている食品を継続して食べたと考えても、1 ミリシーベルトよりもずっと低い値になりますというそれぞれの年齢層別の計算値をお示ししているわけです。

実際には、基準値上限の食品が流通しているわけではありませんし、そういったことから言うと、実際の被ばく量というのは相当程度低いということになるわけです。

(PP)

これは厚生労働省で毎日公表している各自治体で行われている食品中の放射性物質のモニタリングデータを使って、では実際の被ばく量というのはどれぐらいになるのだろうと。ここに書いていますとおり、新しい基準値の下で実際の被ばく線量の中央値もしくは 90 パーセンタール値。90 パーセンタール値というのは、要は少ない方から 9 割の人までをカバーした場合、最大でどれぐらいになるかということなのです。これの全年齢層における国民の平均摂取量で 1 年間摂取し続けた、仮に今のモニタリ

ングデータを当てはめて、それで1年間食べ続けようとした場合に、実際にどれぐらいの被ばく量になるかということを経算。これも計算値は計算値。中央値としては、年間0.043ミリシーベルトということで、基準値の設定が先ほど申し上げたとおり、設計としては1ミリシーベルトですから、計算値としては20分の1以下。0.074は90パーセンタール値ですから、低い方から9割の人の一番大きい数字としては、9割の人は0.074以下になるでしょうということになるわけです。

(PP)

更に今度は実際に流通している食品を地域、地域で購入して、実際の摂取量がどれぐらいになるかというのをより実態に近い形で調査してみると、こんな形で、東京では0.0026ミリシーベルト、宮城が0.0178ミリシーベルト、福島が0.0193ミリシーベルト、マイクロシーベルトの2けたから1けたぐらいということで100分の1～1,000分の1というような数字になっていきます。

右側は原子力発電所の事故の前のデータであります。今、申し上げた数字というのは、下の青い色のレベルでして、宮城、福島ではおおむね20マイクロシーベルトというレベルですと申し上げましたけれども、この黄色が何を表しているかということ、天然の放射性核種のカリウム40に由来する被ばく量です。それが実際には0.2ミリシーベルトぐらい、事故前も事故後もある。勿論、事故前にセシウム由来の被ばく量というのは見られていないわけですが、事故後にはカリウム40に加えて、これぐらいの量の食品由来のセシウムより被ばく量が増えたということになるわけです。

(PP)

実際の検査というのがこのような基準値の下でどういうふうに行われるかということなのですが、暫定規制値の時期、今年の3月31日まで約1年間ありました。4月1日から新基準値に基づく検査になるわけです。

昨年の暫定規制値に基づく検査というのは昨年の3月18日以降開始しているわけですが、今年は3月31日までに13万6,975件、この中で暫定規制値を超過したものが1,204件ということになっています。

今年の4月1日から新基準値を適用して、4月23日まで検査を継続していますけれども、現時点で約9,000件の検査結果が出てきてまして、223件が基準値を超過しています。

超過食品の回収、廃棄ということなのですが、こういった超過したもので仮に流通している場合、後ほど御説明しますが、基本的には出荷前に検査するものがほとんどです。ただ、実際に流通していた場合には、食品衛生法に基づく回収、廃棄ということもやりますし、これも後ほど御説明しますが、ある一定の地域的広がりをもってそういう汚染食品が生産される可能性があるということになると、今度は原子力災害対策特別措置法という法律に基づいて、出荷制限、ある県のある産品について出荷をしないでくださいということで総理から県知事に指示をするという

ような仕組みです。勿論、管理ができるのであれば県内の一部区域ということもありまして、実態的には県内の一部区域を設定して、そこからものを出荷しないということで知事が管理して、そこを制限対象にするということが現状では一番ケースとしては多いです。

その上で直近の1か月以内の検査結果が、1市町村当たり3か所以上、すべて基準値以下ということであれば出荷制限を解除するというような、一応解除のルールも設けています。

(PP)

現状で出荷制限の対象となっている食品ということですが、4月23日時点。これは去年の3月以降のものをずっと列記してありますけれども、太字であるのが新基準値適用以降に出荷制限の対象になったものです。福島県、茨城県、栃木県、千葉県、神奈川県、群馬県、宮城県、岩手県とありますけれども、細い字の分については、神奈川県などもお茶というのがありますけれども、これは去年、暫定規制値での話でして、新基準値は適用されて出荷制限になったものというのはこういう、主に多いのは原木シイタケ、タケノコ、あと水産物の関係が最近出荷制限の対象として指示されています。

(PP)

どのような体制で検査をしているかということなのですが、検査の実施は東日本の17都県ということで、過去の出荷制限の指示を受けた県であるとか、そこに隣接した都県について17都県を指定しています。そのほかの自治体も自主的に検査をしているところはかなりあるわけです。

対象品目としては検出レベルの高い食品ということで、例えば水産物であるとか、飼養管理の影響を大きく受けるということで乳とか牛肉だとか、出荷制限の解除後の品目だとか、こういった4カテゴリーについて検査している。

対象区域・検査頻度ということですが、これは過去の検出レベルだとか、各自治体の品目の生産、出荷の状況に応じて実施していただくなっています。ただ、実際にはこんな形で過去の検出レベルが100を超えるもの、50～100のもの、乳・牛肉、内水面産の魚類だとか、それぞれ細かく主要産地、そうでないところも含めて検査してくださいというようなルールにしています。

海産魚につきましては、基本的に福島県で今、漁が中止されているわけですが、非常にたくさんの検査をしておられます。その検査結果を見ながら、宮城県、茨城県、隣県に検査していただく。

更に宮城県、茨城県の隣県である岩手、千葉についても、自県での検査結果とか、宮城県、茨城県の検査結果を見ながら更に検査をしていただくという仕組みになっています。

(PP)

実際の検査はこんな感じでゲルマニウム半導体検出器を割と均質にして、空気が入ったり、比重が軽かったりすると検出誤差が出やすいので、割ときっちりと密にして詰めて検査する必要があるので、こんな前処理をして、鉛の遮蔽は非常に分厚い、要する環境の放射線の影響を受けないようにということで、こんな機械でγ線が1秒間に何回出てきたかということのカウントする。そのγ線がセシウム 134、137 由来かどうかということを経種分析してデータが出てくるとなります。

このほかに NaI のシンチレーションスペクトロメータというのがありますけれども、これで短時間に、経種分析は非常に苦手な機械なので、どれぐらいのγ線がセシウム由来で出ているかということをおまかに測るのであれば、このスペクトロメータで十分対応ができるということになるのです。そういったものを活用して牛肉の全頭検査だとかということもやっておられる自治体があります。

(PP)

こういった検査の結果については、厚生労働省のホームページで全データを掲載しています。エクセル上でのデータになっていますので、検索をしたりとか、解析したりということもできます。

データにつきましては、検出値をそのまま公表することと、検出しないものについては、その倍の検出下限値を記載してもらうということにしています。

(PP)

実際にモニタリング検査において、今年の3月までのデータですけれども、ちょっと見にくいです。細かいので配付資料に入っていないのでここで見ていただきたいと思うのですが、全体に野菜などもほとんど出なくなっていますし、根菜も非常に低くなってきている。キノコはまた今年の秋とか待たなくてははいけませんけれども、秋にどうしても検査が多いのでこういった数字が出てきています。あと果実だとか種実だとか豆だとかというものも大分数字としては落ち着いてきているという状況です。それぞれスケールが違うので、そこは注意してごらんいただきたいのですが、全体にはこんな傾向です。

(PP)

あと水産物に関しては、下がってはきているのですが、特に出てきているものというのは、沿岸の底の方にすんでいる魚とか、スズキみたいな他の魚を食べる魚、そういうところから検出があります。

牛肉については去年汚染稲わらの問題があって出ていますけれども、その後はほとんど検出されていない。野生鳥獣などはまだまだ数字が出たりしています。牛肉、野生鳥獣以外のものについては、検出値は非常に低くなってきているということです。

(PP)

乳・乳製品についても同じでして、特に当初はヨウ素が高かったわけですが、去年の4月、5月以降、勿論、地域の牧草を食べさせないで輸入飼料に切り替えたり

とか、いろんな対策が生産段階で行われて、現在、非常に低いレベルになっています。

お茶については、このような数字が出ていますけれども、結局流通しているものも検査しているのでこうやって数字になるのだと思いますが、こういう傾向になると思いますけれども、今年の新茶についてはこれからの検査ということになっていきます。

米、穀類についても1年1作ということで、秋に検査されたので秋にデータが集中しているとごらんいただければと思います。

(PP)

これは最後ですけれども、今、申し上げたような、基準値のつくりの話の中で、1ミリシーベルトと申し上げましたけれども、1ミリシーベルトというのはどこの辺のことかということ、結局日常生活の放射線の数値を出しているわけですが、2,400 マイクロというから2.4ミリシーベルトが一人当たりの年間の放射線の被ばく量になるわけです。今、説明しているのは、例えば暫定規制値の場合は年間5ミリシーベルトの話ですし、基準値のつくりの話としては年間1ミリシーベルトですから、マイクロシーベルトに直せばこれの半分以下のレベルで基準値は設定しました。でも、実際の内部被ばくの量ということで実態値を調査して見ると、福島で20マイクロシーベルト、更に東京ではその10分の1というのが実態値ですということで、大体今私の方から説明した数字のレベルというのをこの絵から読み取っていただければと思います。

(PP)

私の方で今日用意した資料はこんなところなのですけれども、先ほど地方自治体で検査を行っているということですので、国では補助制度を設定したり、地方自治体の検査について引き受けをやったりということで、そういった協力などもしているわけです。

(PP)

今、申し上げたような情報については、厚生労働省のホームページだとか官邸ホームページなどにも出ていますので、御関心のある方は是非ごらんいただければと思います。

私の方の話はこれで以上です。どうもありがとうございました。

○司会（金田企画官） 引き続きまして、「農業生産現場における対応について」、農林水産省生産局総務課生産推進室長、安岡澄人より御説明させていただきます。お願いします。

○安岡生産推進室長 皆さん、こんにちは。農林水産省の安岡でございます。

私のテーマは「農業生産現場における対応について」ということで、20分間御説明させていただきたいと思います。スライドは30枚ぐらいありますので、少し早く説明するような中身になるかもしれません。

(PP)

今日の説明の中身です。最初に農林水産省の放射性物質対策の対応について御説明した後で、本題の方は先ほどの放射性物質検査、23年どんな結果だったのかというのは厚生労働省から説明がありましたが、私の方はもう少し品目ごとに23年度の検査の結果を見ながら、新基準値に対してどのような各品目の状況になっているかというのを見ていただきながら、更には現場でどういう取組みをしているのかということ品目ごとに一緒に見ていきたいと思います。

東京会場でもお話したことなのですが、農業生産の現場は原発事故以降、一生懸命さまざまな対応をいただいています。今日は私の説明の後でパネルディスカッションで福島と栃木からそれぞれ米、野菜の農家さん、更には酪農農家さんが出でになっています。現場の御苦労などはお二人の方から是非聞いていただければと思っています。

それでは、説明に入らせていただきます。

(PP)

農水省の対応です。農水省にとって、一番基本になることは、国民の皆さんに安全な食料を安定的に供給するというのが最優先でございます。こういう中で放射性物質対策についても、福島県を始めとした関係の都県、更には食品衛生法を所管している厚生労働省と連携して、取り組んでいるところでございます。

(PP)

品目ごとのいろんな御説明に入る前に、頭の皆さんの共通理解として、皆さん御存じだと思うのですが、農作物の汚染経路がどうなっているのかということを復習していただければと思います。これを知ることによってどのように汚染が起きているのかということと、どんな対策を採ればいいのかということがそれぞれの品目でわかるかと思っています。

大きく2つあります。1つ目の汚染経路は、事故直後の降下した放射性物質が直接作物に付着するというプロセス、直接汚染です。もう一つのプロセスが右側の方にありますけれども、根から吸収するプロセスです。

左側のプロセスは事故直後だけのプロセス、右側のプロセスはどちらかというと今も続いているプロセスという違いがあると思います。

野菜に関して例えば見ていただくと、事故の直後は御存じのとおり、ほ場にその時点で植っていたホウレンソウなどの葉物野菜に、降下した放射性物質が付着して、広い範囲で汚染が見られました。しかし、そういうものが夏ごろになると右側のステージになってきて、今度は根から吸収されるようなステージに野菜がなってくると、一度地面にセシウムが降ると、例えば土壌の粒子にセシウムが吸着して、土壌の中に放射性セシウムがあるからといって作物に吸収するわけではないため、結果として野菜は去年の夏以降はほとんど高い値は見られていない状況が続いています。事故直後の

状況と今の状況と非常に明らかにこういう汚染のプロセスの違いから汚染の状況が違ってきているというようなことがございます。

更には真ん中のところですよ。先ほども紹介がありましたけれども、昨年、お茶や果樹などで高い値が出たりするのはどうしてだろうというのは、果樹もお茶も根が深く張りますし、基本的には耕運はしないので、汚染物質は表面にあります。すなわち、根から吸われることは余りないという作物です。そういう中でなぜ汚染が出たのだらうかというと、3月時点で降ってきた放射性物質が葉や樹に付着して、それが果物の実だとか、もしくはお茶の新芽だとかに転流して汚染が出てしまったということです。

逆に言えば、今、根からの吸収が問題ではなくて、木の中に持っている放射性物質をどう処理するかということが課題になるということでございます。

(PP)

こういうことを頭に置きながら、それぞれの品目を見ていただければと思います。

最初に野菜、お茶、果実等の農産物です。

(PP)

今、御説明したとおり、野菜は3～6月の事故直後は高い値がある程度見られていました。しかも、広い範囲で見られていて、出荷制限などがありました。しかし、真ん中のところを見ていただくとおり、7月以降を見てみると、500超えは当然ですけれども、100超えもほとんど見られていない。見られている品目も非常にごく一部の品目に限られるという状況で、事実上、夏以降はほとんど見られていない状況になっているということでございます。

(PP)

一方、去年の麦もそうですが、3月時点で葉っぱがあつたり、木があつたり、そういうところに降下した放射性物質が付着した作物について見ると、やはりある程度、去年の結果を見ると超えているものがある。お茶は去年の結果ですので、去年は荒茶の状態です。今年は新しい基準値になって湯で浸出させて測ることになっていますから、必ずしも直接比較できるわけではないですけれども、去年は残念ながら高い値も見られております。

(PP)

そういう状況の中でどういう取組みをするかということです。当然、こういう状況ですので、2つございます。1つは、我々とする現場で低減対策をやる。作物もしくは果物などに吸収されないように徹底する。更には流通しないように検査をしっかり行うということで安全性の確保に努めています。

(PP)

取組みですけれども、先ほど申し上げた果実やお茶は、先ほどのどういうふう汚染するかという話でおわかりのとおり、樹や葉に付着しているものをどう取るかということが鍵になります。ですから、左側の果樹の方を見ていただくと、今、樹の表面

の粗皮を削ったり、もしくは高圧水で表面を洗い流したりという取組みをしています。この冬、福島は果物の産地ですけれども、1本1本皆さん御苦労されてこういう果樹の除染をされています。

右側の方はお茶になります。お茶については、半円状で切っている例がありますけれども、深く、通常刈るより更に刈って、茶樹に付いている放射性セシウムを減らしてしまう取組みが行われています。もうそろそろ新茶の時期ですけれども、皆さんこういう深刈りをしたりして、新しいお茶には出ないよう取組みをされているということです。

下のところは、更に万全の検査をするということです。これはもう厚生労働省の方で御説明のあったとおりです。簡単にポイントを改めて申し上げれば、23年度の検査結果がございます。ですから、高くなる可能性のある品目もしくは高い値が出る地域、そういったものが23年の結果でわかっていますので、そういう23年の検査結果を基に、高い値が出る可能性のあるところは検査を濃密にしていこうということで対応しているところです。

(PP)

足早でばたばたと説明して申し訳ないです。そのほか、当然、今、農地に含まれている放射性物質を減らすというのは非常に大事な取組みですので除染なども行われています。左側のところはまだ作付や耕運などが行われていないところでは、表層に汚染物質が残っている場合があります。そういう場合は削り取りをしたり、右側はある程度上層、下層を反転させて、要は下の層に放射性セシウムを追い込むことで、根が吸えるところのセシウムの濃度を下げてしまうということで作物への吸収を減らすという除染も行われています。

今、春先になって新規の作付を前にして福島などでは一生懸命除染に取り組まれているところがございます。更には下のところ、肥料の取組みなどを書いてありますけれども、肥料から持ち込んだりしないように、肥料にも暫定許容値、例えば堆肥なども含めて暫定許容値 400Bq/kg というのを設けて調査をし、必要に応じて使用の自粛をお願いしたりしているということで、こういうトータルの取組みで作物の放射性物質を低減し、更には検査をしっかり行うという対応をしているというところがございます。

(PP)

次に、米に関して御説明します。

(PP)

まずこれは23年産米の調査結果です。17都県で3,200以上の検体で検査をしました。全体的なところを言えば、99.2%が50ベクレル以下、福島県をとって見ても、98.4%が50ベクレル以下という結果となっております。

17都県の米の全体として見るとこういう調査結果であったということです。残念な

がらそういう検査が終わった後で、去年の 11 月に福島市で 500 ベクレルを超える米が見つかりました。では、それで 500 ベクレルが出た後どうしたのかということを御説明します。

1 つは、1 点、500 ベクレル出ましたから、ほかに 500 ベクレルを超えるようなものはないかどうかということで、詳細な調査を行っています。更には今度 24 年産を迎えるということですので、そういう高い米が出たのはどうしてなのだろうということで、さまざまな要因の解析などを行いました。

(PP)

まずは、詳細な調査をした結果です。その高い値が出たところを中心に、米の検査をして、放射性セシウムが検出された市町村、29 市で 2 万 3,247 戸の全ての農家の米を検査しました。その結果は、逆に言うと私自身も驚いた結果ですけれども、500 ベクレルを超える値が 1 件見つかったのでこうやって詳細に調べたらもっと超過するものが出るのかなと思ったら、38 戸だけでした。重点的に高いところだけを調べてもこの程度であったということがあって、更には 100 超えという今度の新しい基準で見ても、こうした地域に限定して見ても、97.5%が 100Bq/kg 以下でした。いずれにしても、非常に局所的かつ限定的に高い値が出たというのが実態でございます。

(PP)

専門的な話がここから 2 枚になりますけれども、どうして高い値が出たのだろうということで分析しています。1 つは当然土壌中のセシウム濃度が高いということがわかりました。ただ、土壌中のセシウム濃度が高いからといって、必ずそういう高い圃場で必ず米で高い値が出たかというところではなくて、土壌中の放射性セシウム濃度が高い圃場の中でもごく一部の圃場だけしか高濃度の米が見られなかった。では、それはどういう要因なのだろうということで見ていくと、これはカリ肥料、土壌中のカリ濃度と米の濃度の関係を示していますけれども、玄米の濃度で高い値が見られたところというのは土壌中に含まれるカリの濃度が少なかった。一般的に見られている濃度に比べても相当低かったということがあって、どうもカリとセシウムというのは作物にとって似た動態を持つものですから、カリウムがある程度あるとセシウムを吸いにくいということがあって、逆にカリが少ないところではセシウムが吸われやすかったということがあったのではないかと、そんなことが要因として見られています。

(PP)

更には、もう一つ、そういう水田というのはいずれも山間の狭い水田で基本的には余り耕運がされていなかったりするようなところが多かった。これは、2 つあって、耕運されていないのでセシウムが表層にたまっていた。更には、耕運していないので根も土壌の表層にしか張らなくて、そこに稲株を抜いたところの写真がありますけれども、根が上の方にだけ浅く張っていました。だから、上の方の濃度の高いセシウムを吸収するという状況にあったので高い値が出たのではないかと、こんなことがわかっ

ています。

こういった結果など、さまざまな調査結果、更にはなぜ出たのかという分析結果を基に 24 年度の今年の実施を行っているところです。

(PP)

24 年作の実施の考え方を示し、今年 24 年、実施を制限するところはどこかといったことを 4 月に政府として決定しました。24 年の考え方は基本的には実施制限するとともに、更には実施をしたところについてはしっかり調査をするという組み合わせで安全性を確保しようということでございます。

どういう考え方で実施をするのかというのは、23 年産の詳細な調査の結果などを基にして、避難していて実施しないところは当然ですけれども、それ以外に 23 年で 500 ベクレルを超えたようなところについては、やはり 24 年に稲を実施すると高い値が出る可能性が高いということで、残念ながらその地域については①のとおり実施制限をしていただくことになっています。

更には、23 年の結果で 100～500 ベクレルの範囲の値が見られたところについても、そのまま実施したのでは高い値が出る可能性があるということです。まずは事前に出荷を制限してちゃんと管理をする体制をつくって、除染だとか先ほどのカリウムのような吸収抑制対策をしっかり行って、更に最後に地域の全ての米を管理して全て検査した上で出荷するということを条件に実施するという細かいしっかりした実施を行っているところでございます。

それ以外の地域についても、23 年の調査結果を基に検査をするということで万全の体制を整えていこうということでございます。

(PP)

皆さんの手元は白黒の地図になっていて申し訳ありません。今年、実施制限を福島でしているところは、この絵のところの濃い黄色のところ。更には薄い黄色いところも先ほど申し上げた 100～500 ベクレルのところが出たところということで、全量管理して万全の対策を取ってやっていただいているということで、今、米についてもこういう体制で進めているところでございます。

(PP)

次に、畜産物について御説明します。

(PP)

畜産物については、まず調査結果ですけれども、原乳について 3 月、事故直後は先ほど厚労省からも御説明がありましたけれども、セシウム、ヨウ素などで超えているものがありましたけれども、4 月以降はすべて 50Bq/kg 以下という値になっています。牛肉については、昨年、高濃度な事故時に圃場にあった稲わらを使ってしまって一部 500 ベクレルを超えるような牛肉が出ました。そういったことがあって、今は牛肉については全頭または全戸の検査といったことを一部の県で行い、万全の態勢で検

査しています。その結果として、検体数が9万661などという数字が出ていますけれども、こんな形で検査しているというのが今の状況でございます。

(PP)

他の畜産物について見ると、豚とか鳥とか、もしくは卵などもそうですけれども、こういったものについては基本的には輸入飼料への依存度が高いわけですので、結果的には出ていないという状況でございます。

(PP)

畜産の対応も同様です。とにかくポイントは餌になるので、新基準値に対応したえさの管理の徹底ということが1番目、更には生産されたもの、出荷されるものについては検査をしっかりしていくということで安全性の確保を図るということでございます。

(PP)

ですから、えさに関しては新基準値の食肉100ベクレル、牛乳50ベクレルといった値に対応した形で、えさの基準もこれまでの300ベクレルから、更に低い値にえさの暫定許容値を下げています。

そういう中で牧草地の中には今のまま生産したら濃度が高いものが出てくるところもありますので、そういうところについては除染をしっかり行うとか、更に新しい基準のえさにするためには、他のえさを確保しなければいけないということで、えさの確保だとかそういうところを御支援するという事で今現場の対応をしていただいているという状況でございます。

1点、御説明しておきたいのは、今日の読売新聞の朝刊で牛肉に関する記事がございました。どういう内容だったかという、先ほど御説明されたとおり、牛肉については経過期間というのを9月30日まで置いているわけです。すなわち、暫定許容値の500ベクレルは9月30日まで適用されることになっているのだけれども、農林水産省は、今、4月、3月の時点から生産現場に対しては例えば屠畜場で出荷する分については前倒しで100ベクレルを超えるものは出荷しないように指導している。これについて基準値がいろんなものがあっていろいろ混乱しているといったことが書いてある記事です。少しその点を御説明しておきます。

経過措置が設けられているのは、牛肉が冷凍されたりして流通在庫が6か月程度は残るからです。流通在庫が一回りするのに6か月ぐらい要するので、9月30日までの間は経過期間としています。ですから、6か月经ったら今度は今の在庫が切り替わるので、新基準値を適用するということです。

それに対して今回の私どもの生産現場で、もしくは出荷段階に100ベクレルで前倒しで行うよう要請しているのは、9月に新しい基準を流通全体に適用しようと思ったら、もう今の時点から流通に入っていくようなもの、出荷されていくようなものは新基準値に切り換えていく必要があるためです。当然えさの切り替えだとか、そういう

ことはやっていくのですけれども、各県にお願いして、屠畜されて出荷される段階の肉については、先のことを見据えて 100 ベクレルでいきたいと思いますということを願っているものでございます。

(PP)

元のスライドの方に戻ります。

検査に関して言うと、今、牛肉の話もしましたけれども、牛肉の検査も全戸検査は 4 県だったのを 7 県に拡充したり、乳に関しても調査頻度を増やしたりということをやっています。

(PP)

次は、キノコ、特用林産物です。

(PP)

残念ながらいろいろと 4 月以降、新基準値を超えるものが、原木シイタケを中心に出ています。原木シイタケが左側の超過の状況です。これは去年の 3 月までの調査結果が出ていますけれども、原木シイタケなどでやはり新基準値超えが出たりして出荷制限になっています。

更には山菜など、山で自生しているものについても、一部タケノコなども含まれますけれども、今、検査で新基準値を超えて出荷制限などがかかっているところがあるという今の状況です。

ただ、一方、皆さんの理解のために申し上げておくと、今、シイタケは 8 割は菌床シイタケです。原木のシイタケというのは 2 割弱ぐらい。ですから、大半のシイタケは真ん中の菌床なので、これは超過の状況は低いという実態があることも頭に入れていただければと思います。

(PP)

そういう中でどういう取組みをしているかです。ポイントはキノコの原木、ほだ木を濃度の低い汚染の少ないものをしっかり確保して取り組んでもらうということです。今、そういう原木を産地にお届けするように需給のマッチングをしたり、新たなほだ木に切り替えるのを支援したり、もしくはほだ木の除染だとか、ほだ場というキノコをつくる現場のところへハウスを入れてもらったり、そういう取組により安全な生産ができるように御支援しているというような状況でございます。

(PP)

最後に水産物です。水産の結果も先ほど御説明のあったとおりです。幾らか超過しているものがありますが、青い色のものは福島県の結果です。福島県は後ほど御説明しますけれども、今は操業自粛していますので、福島県の結果は、操業自粛している中で定期的に測っている結果ということでございます。

(PP)

検査をしっかりとやるということで、先ほども御説明がありましたけれども、過去、高い値が 50 を超えるような値が見られた魚種だとか主要水産物を中心に調査をしています。更には先ほどもありましたけれども、福島県の結果を基に、福島で超えたものは茨城とか宮城でもしっかりと検査をするとか、そんなことをやっている。それぞれの魚種をグループに分けて、魚種の生態などに応じた形で検査を行っています。内水面魚種については、それぞれ県域を分けて検査をしたり、沿岸性の魚種については、底魚なのか、上の方にいる魚なのかということでも違いますので、そういうふうなものを考慮したり、それぞれの漁期を考えて、それぞれの時期の主たる魚などを測って検体採取をして検査しています。

回遊性の魚種などについては、いろんなところを動きますので、そういうものを考慮しながら検査を行っているという状況でございます。

(PP)

いろんな出荷制限以外に各産地では自主規制なども行われています。先ほど申し上げたとおり、福島では操業自粛、宮城でも一部の魚種については自粛をされていますし、茨城などももう少し海域を分けて細かな操業自粛をあらかじめ新基準値を見据えてされたりしているというのが現状でございます。

最後に、もう一点だけ追加で御説明させていただきます。

今日は食品産業関係の方々がたくさんいらっしゃいます。先週金曜日に農林水産省から食品産業の業界に対して通知を出させていただいて、いろいろと新聞の報道などもされています。目的なり考えなりを申し上げますと、基本的には食品産業の皆さんに新基準値を理解していただいて周知するというのが最大の目的の通知です。

2つ、余り報道されていない方から申し上げますと、1つは、それぞれの自主検査をやるときには信頼できる検査をやって下さいということで、検査をするときには例えば厚生労働省の登録検査機関を使うとか、そういったことをやって自主検査であっても信頼できる検査をやって下さいということを1つ通知でお願いとして書いています。もう一つは、今回報道されていることですけれども、いろんな基準が世の中にあってわかりにくいという話もありますので、今回の基準は十分安全な基準ですから、こういう基準に基づいて判断して下さいということのお願いをしているものです。

基本的にはうちの大臣も申し上げますけれども、お願いであって、例えば自主基準を禁止するという内容ではないです。今日の説明会のように新基準値は十分安全な基準ですので、そういったことを理解していただきながらお願いをしていくということでございます。

以上でございます。ありがとうございました。

○司会（金田企画官） それでは、ここで約 10 分間の休憩をとりたいと思います。3 時 10 分に再開いたします。それまでにお席にお戻りください。

(休 憩)

○司会（金田企画官） 皆様よろしいでしょうか。それでは、時間になりましたので、再開いたします。

これから、東京医療保健大学の日比野守男先生をコーディネーターに迎え、消費者サイドと生産者サイドの皆様を交え、先ほど講演いたしました3名の講演者とともにパネルディスカッションを開始いたします。

それでは、日比野先生、お願いいたします。

○日比野氏 日比野です。私は、ずっと東京新聞で論説委員をしてきまして、あと少し籍があるのですが、昨年から大学の教員の方が本業でして、今日はメディアというよりも大学の一教員としてコーディネーターを務めさせていただきます。よろしくお願いします。

それでは、先ほどいろいろと説明された行政側の3人の方のほかに、消費者団体の代表の方、野菜・米農家の方、酪農家の方にも来ていただいていますので、まず最初に3人の方にそれぞれ新しい食品の基準値の問題についてどう思うかということをお話していただこうと思います。

それでは、最初に阿南さんからお願いいたします。

○阿南氏 皆さん、こんにちは。全国消費者団体連絡会の阿南と申します。どうぞよろしくお願いします。

今回の福島原発の事故によって、放射性物質が大量にまき散らされて、多くの国民がいまだにずっとそれに苦しみ続けているという状況なわけですが、今、何が重要かといいますと、やはり非常に大きく崩れてしまった政府に対する信頼というものや、何をどうやって構築していくのか、そしてまた日本の農業にも信頼がなくなっているという状況を、どうやって回復していくのかということがテーマだと思っていて、そのためには情報をみんなが対等に共有していくということから始めるしかないのではないかと考えています。

この間の私たちの消費者団体としての活動、それに基づいた活動をしてきておりますので、そうした活動を御紹介しながら、その問題についてお話をさせていただきたいと思います。

(PP)

まず、消費者が本当に不安に思った、同時に不審に思ったということですが、何が最大の原因だったかといいますと、ここに福島原発の写真を載せておりますけれども、この爆発によって放射性物質がとてつもなく大量にまき散らされたわけですが、この情報発信が随分と遅れたということが最大の要因でなかったと思います。これは 10

月 13 日に公表された空間線量率のデータですけれども、本当にこのように広範囲にわたって放射性物質が降下していたということなのです。

この情報がもっとちゃんと公開されて、農業者や私たち消費者がそれを学び、どうしたらいいのかと考えることができていれば、もっとこの問題は冷静に受け止められたのではないかと思います。要するに情報が遅いし、情報が難しかったです。放射性物質がどういう健康影響をもたらすのかという説明もなかなか上手ではなかったと思っていまして、多くの人々がこのときに政府も科学者も信じられないと思ったと思います。

(PP)

そこで私たち消費者団体はさまざまな学習活動をしてまいりました。情報が難しくてわかりにくいし、一体何なのかということで、連続して学習会を開催してきました。ここに載せていますのは、5月12日に行いました「ホントのことを知りたい！学習会」ということで、放射性物質汚染と私たちの暮らしをテーマに、専門家に私たちの素朴な質問をぶつけて、それに答えていただくという形で行いました。5月19日は水産物についての学習でした。ちょうど4月、茨城県沖のコウナゴが高濃度で汚染されているという情報がありました。それで、水産物の放射性物質汚染は一体どのようなメカニズムなのかということについて学習しました。

(PP)

また11月に入ってから、もう一回放射性物質汚染問題ということで、私たちの健康に与える影響はどのようなものなのかということをお話を伺いました。このときには、消費者庁が『食品と放射能Q&A』といういいパンフレットもつくっていただいて、そのようなことも含めながら学習しました。12月には全国消費者大会を行いました。当然このことがテーマになりまして、ここでもみんなで学び合いました。

(PP)

私どもの消費者団体連絡会には全国の47の消費者団体が参加されていらっしゃいますけれども、それぞれ各地でこのような学習活動を活発に進めていらっしゃいます。これは消費者庁と一緒にやりました「地方消費者グループフォーラム」の1コマを出しているのですけれども、このような形で全国8会場で開催されたグループフォーラムにおいても、学習活動が行われました。これは東北ブロックで3月21日にやったばかりのもので、福島市で開催したのですけれども、放射能から食の安全を考えるという分科会が本当に大勢の参加でもたれていました。これは関東ブロックに参加された松原大臣のごあいさつの様子です。

中国、四国の方は、ここに消費者庁長官がいらっしゃいますけれども、ここにもこんな形で分科会が持たれました。

またこれは北海道で行いました水産物の放射性物質汚染について講演をいただきました水産庁の森田さんの写真です。

(PP)

次に情報について考えたいと思います。消費者は一体どこからどうやって情報を得ているのかということです。実は消費者の情報収集については、消費者基本法の中にも消費者の役割として述べられています。消費者は自ら進んで必要な知識を習得し、必要な情報を収集することなど、自主的、合理的に行動するように努めようとして、ここはとても大事です。合理的に消費者が行動するためには正確な情報が必要だということです。

(PP)

ところが、さまざまな行政機関の調査結果を見てみます。これは消費者庁がインターネット調査をした結果ですが、出荷制限されている食品の品目と地域についての情報をどこから得ているかということなのですが、一番多かったのがテレビやラジオでした。そしてインターネット、新聞や雑誌ということです。地方自治体からというのはなかなか少ないです。このような状況でした。

(PP)

これは食品安全委員会が行いました食品安全モニターさんたちの意識調査です。意思決定をするためにどのように情報を得ているかということなのですが、やはり新聞、インターネット、ニュースサイトを含む新聞が一番多くて、その次がテレビでした。食品安全委員会はわりと高かったですが、厚生労働省、スーパーなどの販売事業者、農林水産省、コミュニティサイト、生産者、食品メーカーなどの食品の生産者もそんなに高くないのです。圧倒的に消費者はマスメディアを通して情報を得ているということなのです。このマスメディアの情報がいかに正確でわかりやすいものでなければいけないかということがポイントだと思います。

(PP)

これは日本生協連が調査した結果です。放射能汚染問題の国の対応について聞いております。余り信頼していない、全く信頼していないという方たちが80%近くいらっしゃったということです。国の対応について何が十分でない、適切でないと考えているかといいますと、情報公開の方法が適切でない、十分でない。また次が、食品・水道水の放射性物質の基準値設定が適切でないと考えている人が非常に多くなっています。また、規制方法や検査体制も十分ではないということです。各地での放射線量の計算、計測も十分でないとして考えていたということがわかりました。

(PP)

これは同じく日本生協連が行いました意識調査の中で出てきたものです。原発の事故後、食料品を買うときに産地を気にするようになったか。これは生協の組合員さんたちにとって意識調査ですが、以前から産地を気にしていたけれども、より一層意識するようになった、余り変わらないという方もいらっしゃいました。また産地は気にしていなかったのだけれども、今回のことで意識するようになったという方々を合わ

せますと圧倒的な数増えているということなのです。

(PP)

そして、特定の産地のものは買わないようにしているという方たちが42%もいらっしゃるということも分かりました。同時に、意識はしているのだけれども、実際は余り気にしないという方たちも同じぐらいいました。また、応援したいから特定の産地のものを意識するようにして買うようしているという人たちもいました。

(PP)

これは特定の産地のものを買わないようにしているという人の家庭の末子年齢を調べたものです。末子年齢が1歳未満のお子さんをお持ちの方は、特定の産地のものを買わないようにしているのがトップです。やはりお子さんが小さいと特に気を付けるということだと思いました。

(PP)

次に、では情報発信は一体だれが担っているのかということです。これは消費者基本法と消費者安全法に規定されています。国と地方自治体は、消費者政策の推進、啓発、広報、教育、情報収集提供などが義務となっています。また、事業者、事業者団体にも義務が課せられています。消費者の安全と取引の構成、情報提供といった義務が課せられています。同時に私たち消費者団体の役割でもあります。7条に規定されていて、消費者団体は情報の収集と提供、意見の表明、啓発と教育、被害の防止と救済のための活動などに取り組むことが役割として挙げられています。

(PP)

こうしたことを考えますとそれぞれがちゃんと責任を果たしながら、その情報を共有していくということが最大のテーマだと思います。そのためにはもっとコミュニケーションが必要だと思いました。率直な不安をそれぞれが出し合って聞き合って、ともに考えあっていく、こうではないかと説明していく責任があるのだと思います。

その検査や測定情報は正直にすべて提供する必要があると思いますし、行政や専門家はもっとわかりやすい言葉で誠意を持って説明する責任があると思います。また、生産者や事業者の皆さんとも一緒に、消費者も学び合う必要があると思います。

(PP)

やはり信頼を構築していくというためには、共有するということが大事です。情報を共有し、自分たちは何ができるかということを考え合う場が必要だと思います。それがリスクコミュニケーションなのではないかと思います。そのようにすれば、事業者の皆さんたちは供給責任を果たしていくことができるわけですし、行政は不安に応える施策を展開したり、説明責任を果たしたりすることができるわけです。

また私たち消費者自身ももっと責任ある消費を行うことができるのではないかと思います。

(PP)

これは消費者庁からの情報発信で、『食品と放射能Q & A』というもので、なかなかわかりやすい内容です。また、消費者庁は今、放射性物質検査機器を全国に貸与しています。そこには市民、消費者がこれを測ってほしいと持ち込むこともできるようになっています。また、地方で消費者のコミュニケーションを図るための支援なども消費者庁は行っています。

ここに挙げました写真は、先日の福島の「消費者グループフォーラム」の会場で、消費者団体がつくった放射性物質に関する啓発パネルです。福島には市民測定所もあるのです。そんなところも活用しながら消費者が勉強していくことが必要だと思いました。

(PP)

消費者自身、もっと学びたいと思っています。事業者の皆さんや行政と一緒に頑張って支え合っていけたらと思います。

以上でございます。

○日比野氏 ありがとうございます。

今は消費者の側からの発言です。ところで、生産者の人がどれだけ苦勞されているかということは都会の人、消費する側の人は余り御存じないと思います。暫定規制値から新基準値へとハードルが高くなった中で、それをクリアしようと生産地の人たちがどう努力されているかを、今日は知るいい機会だと思います。続いてお二人に生産者の立場から御意見を伺います。

まず鈴木さん、お願いします。

○鈴木氏 皆さん、こんにちは。紹介いただきました、福島県の郡山市というところから参りました、鈴木光一と申します。

私のところでは主に野菜、お米、野菜の苗などの生産販売をしております。うちは原発からは半径で言うと 60km 離れているところにあるわけなのですが、先ほどの SPEEDI の映像にもあったとおり、ちょうど福島市の方に 1 回風が行って、それがずっと戻ってきたところの戻ってきた辺りに位置しているものですから、当初は空間線量なども一点幾つという数字がありましたし、今でも大体 0.4 マイクロシーベルトぐらいの空間線量のあるところであります。

私のところでは、ずっと農業を始めて以来直売をやってきました。自分のつくった農産物は自分で売りたいということで、少量多品目ということで、大体年間にすると 100～200 種類ぐらいの野菜などをつくって、直接お客様に販売するようなことをやっておりました。

原発の事故の当初は、やはり出荷制限がございました。当然つくっていましたが薬物類、ハウレンソウとかコマツナとかキャベツ、こういったところが基準値を上回るということで制限がなされて販売ができませんでした。

それがやっと落ち着いたなと思ったころ、数字は大体出なくなってきたのですけれども、次に大変だったのが、いわゆる風評被害というところで、特に私のところなどは県内だけではなくて県外、首都圏などにもレストランさんとか飲食店さんなどに契約的に野菜の販売などをしていたのですが、そういったところからもお客様からそれはだめだということがあって、今回は買えませんということで、そういったことでの被害などもどんどん増えてきておりました。

つくったものが売れないということではないのです。例えば市場に持っていったりとか、農協さんに持っていくということであれば買ってはいただけるのですが、価格の面が非常に低価格になってしまう。特に我々のように個人で何とか開拓をして少しでも有利に販売していこうと差別化商品をつくってというような方々が特に大きな影響を受けて苦しんでいるような状況が今でも続いているような感じでございます。

農産物の検査にかんしては、福島県の場合は今すごく充実してきているというか、ゲルマニウムの検査機器だけではなくて、シンチレーション型のものも普及していますので、本当に少しでも検査したいということであれば、すぐに検査できる状況です。実際出てきた数字についても、先ほど農水省の方からも話がありましたけれども、つくっているものについて野菜、米については、ほとんど基準値を上回るものはございません。そういう意味では、いろんなことがわかってきた中で、やはり1つは今降ってきた土壌の放射性セシウムの量が野菜までに移行する、作物に移行する量ではなかったということ、一部出てきているものについては、先ほどあったとおり、特殊な土壌の状況だったりとか、あとは山と山の間の沢にあるようなところで栽培されたものなどについては一部出てきているものはあるのですが、ほとんどのものが大丈夫だということで我々の方も認識しているところでございます。

現在で言うと、検査のシステムというのはかなり充実していますので、皆さんのところに出ている農産物についてはすべて食べても大丈夫なものだと思っていただければと思っております。

ただ、本当に安全と安心というのはまた違うところがあって、数値上安全であってもやはり皆さんの中には安全だと認識してもらうまでにはまだ時間がかかっているのかなという感じもしておりますので、先ほど阿南さんの方からありましたとおり、情報というものをきちんと皆さんの方に伝えてもらって、我々もきちんと測定したデータを用いながら、皆さんと共有することが少しずつ安心のところに進んでいけたらいいかなと思っています。

福島県の場合、やはりそういった農産物の放射性セシウムの数値化ということがこれから切っても切り離せないのが、我々が今考えていますのは、農産物の放射性物質の数値だけではなくて、それ以外の付加価値の部分、例えばおいしさの数値化だったりとか、栄養価の数値化、これから人間にとって大事なものは、こういったことがあったからではないのですが、免疫力を高めていくということが非常に重要だと思います。

そのためには新鮮な農産物を食べていくということがすごく重要だと思うので、そういったところに視点を置いて、福島県の農業、また新たな形で進んでいけたらいいかなと思っています。

我々、郡山市の中の若手のグループでブランド野菜づくりというのをここ7年間ぐらいずっとやってきました。毎年1品ずつ新しい郡山の特産品をつくろうということで、ニンジンだとかキャベツだとか、枝豆とかつくってきたのですが、去年はお休みしたのですけれども、今年また新たに復興の第一弾ということでカボチャをやろうということで、昨日も種まきをしてきたわけなのですけれども、そのカボチャなどをきちんとしたデータを基にして数値化して皆さんに情報を提供しながら、多くの人たちにカボチャづくりというのを見ていただきながら復興の一年にしていきたいと考えています。

「あおむしくらぶ」という名前でホームページを検索していただくと、その内容なども見ていただけたと思いますので、これからも福島県の農業を頑張っていきますので、どうぞこれからも皆さんも注目していただきたいなと思っております。

以上です。

○日比野氏 ありがとうございます。

それでは、今さん、酪農家の立場からお願いします。

○今氏 皆さん、こんにちは。私は福島原発から100km圏内で酪農を営んでおります、栃木県的那須から参りました。

成牛170頭、育成が150頭、和牛が30頭の専業畜産でございます。県北地区は畜産地帯でございまして、昨年の原発から大きく財布のひもが緩んでお金がたまらない、そんなような状況に変わってまいりました。実のことを言うと、一昨年の自給飼料でございす牧草が全廃でございす。確かに東京電力では補償金というものをいただいたわけなのですが、100%購入を依存しなければならない環境になると、円高メリットとかそういう問題は関係なく、外国から物を高い値段で購入さざるを得ないのが今の畜産農家の実情でございす。

今年については、牧草の期待度というのは大いにしておるところでございすが、我が家でもおとといサンプリングモニタ検査に出しております。結果がどのようになるかというのは楽しみの中で不安もございす。

皆さんもよくテレビでも見たかと思いますが、稲わらによる牛肉の汚染、これは確かに畜産農家が悪い、または子牛農家が悪いという問題ではございませんでした。畜産農家は普通田んぼが乾けば何とかわらを上げられるだろう、しかし、年が過ぎ、水田の土壌の水ではね上がりとかそういう問題で、相当稲わらの回収が遅れてしまった、その影響で結果的に放射能問題がクローズアップされてしまった。交通事故に遭ったみたいな感じをしております。

私の地域は観光と農業という町で支えておりますが、当然、町としては保育園、小

学校、中学校、これは校庭の除染、この費用を町長に聞きますところ、町の予算でやったから、しかし、この町の予算だけではとても賄いきれないということで県に陳情をいたしまして、国にもとにかく何とかしてこの除染対策費用を出していただきたい、なかなかうまく具合にいかないのが今の状況でございます。

現場に戻りますが、私の周りの土壌は大体 1,000～3,000 の汚染状況でございました。私は牧草が廃棄になった後、すぐカリの施肥、そして 20cm の土壌の深起こしというようなことでデントコーンの栽培を行いました。デントコーンの収穫期になって、やはりモニターを出したところ、検出せずということで、確かに関係機関で言われていたカリを施肥して深起こしをしろと、これは間違いのない状況だったのかなと。そして、今年、土壌検査をしたところ、490 と非常に大きく下がった数字でございます。

これは確かに畜産農家としては自給飼料をメインとしていかなければ成り立たない現況でございますので、今年の次の一番草がどのように変化するかなと、当然、去年の秋口には牧草をまく前にもう一回カリの施肥をしました。その結果の製品にどのぐらい移行するかなと、これはカリ過剰であるえさを牛に食べさせると繁殖障害が起きるというデータもございます。しかし、分析値ではカリの含量は本当に移行しません。そんな中で周りには永年牧草として 1 年に草を 3 回、4 回刈っていた畜産農家がございます。また、放牧、酪農をやっていた方もございます。その人たちもやはり今年の春は全面積起こしております。

1 つはこの部分はどこへ投げたらいいかわかりませんが、やはり大きく仕事の量が多くなった中で、安心の部分だけをだれに訴えたらいいかという部分、これはこういう場で消費者にとにかく喜んで食べてもらう、飲んでもらう、これしか方法はないのかなと思っています。

去年の那須の観光地、5 月連休は本当に車がすいすいというような感じでございましたが、今年の 5 月の連休にどのぐらいの人たちが来るか、これで大きくまた那須の観光も変わるのかなと思います。

今後、私もこの土壌分析は続けていくつもりでございますし、ある程度土壌診断もこれからは必要なことだなと、これでこの原発で見直されたかなという部分もありますが、その部分は底知れぬ苦労の連続かなという感じも受けます。

今後の我々畜産農家の対応としては、東京電力さんにかんりの観光業務、農業業務、その部分に賠償請求しております。請求が出されるたびに、国がある程度貸し付けも多くなってくると思います。その流れの中で、そういう東電さんが電気料も上げる。これは本当に使う側としては非常につらい思いをせざるを得ないなという感じもしますので、この東電さん、国営化した方がみんなその方がいいのではないかと私の地域の方ではそのような話も起きております。

私の町の方も観光地でございます、また新しい住民がたくさんおります。その人たちは、私の考えと違う部分も叫んでおるのが現況でございまして、やはり那須の砦の

会というのをつくりまして、大きく今の放射能問題を何とか那須に予算も持ってきてもらいたい、そういうような話もしておりますが、私たち生産者としてはなかなかその問題については、署名はできるけれども、足並みはなかなかそろえられないというのが現況でございます。

今、振興事務所、また直売所等に、町等にも放射能の検査機が導入されました。その中で常にチェックができる体制にもなっておりますし、これだけ安心なものが安全に供給されるという時代の中で、目をそらさずに消費者さんにどうぞいただいていたきたいなと思っております。

拙い話でございますが、私のあいさつと内容でございます。失礼しました。

○日比野氏 ありがとうございます。

この後、行政側の方と農家の方、消費者団体の方としばらく質疑応答していただき、その後、会場の方からとパネリストの方との質疑応答を行いたいと思います。その前に、今日は行政の方の3人の人の講演を一応簡単にまとめてみましたので、それを共通認識としたあと議論してほしいと思います。

1つは、生涯の累積被ばく線量 100 ミリシーベルト以上で、具体的にはがん発症の確率が上がる可能性があるということが大体世界の共通認識だけれども、100 ミリシーベルト未満だとはっきりしない。はっきりしないというのは、ほかの要因と混ざり、がんによるものだとすることを断定できないという意味ですね。もともと自然界にも放射能はたくさんあるし、特に食品から普通の日本人で年間 0.4 ミリシーベルトの放射性物質を取り込んでいるという点、これは福島原発事故が起きたからではなくて、その前からですね。

暫定規制値が年間 5 ミリシーベルト、これが適用されてから、その後の1年間で日本人の摂取した放射能の量というのは大体 0.02 ミリシーベルトという程度だと。さらに、暫定規制値 5 ミリシーベルトも、それ自体は別に緩い規制ではないのですが、それを4月から5分の1に引き下げ、子供に関して十分に配慮しているということ。

もう一つは、農産・畜産物に関しては、震災当初に比べて基準値を超えるものが見えだんだん減ってきているという点。色々な作付制限やカリ肥料を大量にまくなど、そういう除染の努力がなされてきているということですね。それでも漠然とした不安というのはまだ国民・消費者の間に残っている。それは行政側の行おうとしていることと消費者の間に溝があるということでしょうか。その溝をどのように埋めていけばいいかが今日の大きなテーマかなと思います。

今日、行政の方から説明がなかったのですが、例えば人間の体というのは、日本人の成人男性で常時、7,000～8,000 ベクレルの放射能を持っているということもきっちり頭の隅に入れておいてください。つまり、我々の存在自体が放射能であるということ。ついでに、福島原発事故の前からそうですが、大体通常食品から 70、80 ベクレルの放射能を毎日取り込んでいるということ。このことを念頭に置いて議論をしてい

ただけたらと思います。

それでは、最初の行政側の方からの説明に対し、あとのお三方で、さらに追加的に説明を求めたい点がありましたら、よろしくお願いします。どなたでも結構です。

どうぞ。

○阿南氏 ありがとうございます。

質問の前に、私、ちょっと間違っただけを言ってしまったので、1つだけ訂正させてください。私の資料の中のスライドの2ページ目に、空間線量率を書いた地図を載せておりますけれども、これは私、先ほど SPEEDI の例だと言いましたけれども、実は違っていて、文科省がヘリコプターを飛ばして測定している、それをまとめたデータであるということなのです。申し訳ありませんでした。

では、質問をさせていただきたいと思います。今、日比野先生がおまとめくださいましたけれども、私は放射性カリウム 40 について質問したいのです。食品安全委員会の資料の5ページに、直接通常の食品に含まれる放射性物質ということで表になっていまして、例えば魚ですと 100Bq/kg が放射性物質としてふだん私たちが食べている魚の中に含まれているとあります。

これは今の食品安全委員会が設定した生涯追加的に認められるのは100ミリシーベルトというところで導き出された厚生労働省の一般食品の管理措置基準と一緒に数字なのですね。つまり、魚を食べると、それだけで100ベクレルを取り込んで、更にセシウムを何ベクレルか汚染されていればそれを取り込むということでとらえていいのでしょうかということです。

○日比野氏 では、これは道野さんですか、どなたですか。

熊谷先生、どうぞ。

○熊谷食品安全委員長代理 それでは、私の方からまず。

生涯100ミリシーベルトという数値をお示ししましたが、これは100年で割ると1年1ミリシーベルトという単純な計算結果になります。その1ミリシーベルトが基準値を設定するときの元の数値になっているわけです。このカリウム 40 が魚に 100Bq/kg 含まれて、これは事故が起こる前といいますか、もうずっと前からそうでありまして、それにもし今一般食品の基準値の上限のものを食べると、プラス100になりますので、魚換算で 200Bq/kg を食べることになるという理解になろうかと思っています。

ですので、健康影響の部分からいきますと、先ほど説明しましたように、自然放射線から受ける線量として、食品から0.41ミリシーベルトを1年に、これはずっと前から摂取しているのです。それにもし仮に基準値の基となる1年に1ミリシーベルトというのをフルに食べてしまいますと1.41ミリシーベルトを合計して食べてしまうという理解になろうかと思います。

○日比野氏 どうぞ。

○道野輸入食品安全対策室長 今、熊谷先生から生涯 100 ミリシーベルトという話があったのですが、勿論、実被ばくの量として生涯で 100 ミリシーベルト以下にということが食品安全委員会の評価の基本だと思いますが、そこで厚生労働省の一般食品の基準の考え方、私の方で御説明した資料 2 の 3 ページにもありますように、計算の基になっている年間 1 ミリシーベルトという数字に関しては、説明のときにも申し上げましたけれども、コーデックスで採用されている年間 1 ミリシーベルトというのが年間の追加的な、自然界の元々の天然の放射性核種による曝露に加えての食品からの摂取として、もっとわかりやすくいえば、今回の事故によって追加的に内部被ばくをする量を最大 1 ミリシーベルトと置いて、そこから計算したというのが 3 ページの計算の方法になるわけです。

したがって、これはあくまでも今回の事故を前提にして放出された核種が食品を通じて我々が摂取するということを前提にした場合の基準ということになるので、カリウム 40 というものに関しては元々あるものですから、それは全く別計算ということになるわけです。ただ、こういう議論をするときに、バックグラウンドとしてどれぐらいの被ばくがあるかということも含めて議論しましょうという意味で、天然の放射性核種、代表的なものはカリウム 40 ですが、そういったものも含めて説明していると御理解いただければと思います。

○日比野氏 元々ある部分に上積みした部分の基準値という理解でよろしいですね。

○道野輸入食品安全対策室長 はい。

○日比野氏 よろしいでしょうか。

○阿南氏 そうしますと、消費者はほとんど普通の食品にはこのように放射性物質が含まれているなどとは思っていませんでしたので、その説明はちゃんと十分に行われる必要がありますね。ふだん食べていてもこうなのだということがわかれば、ではもう少し低減していこうという努力も消費者の方はできるわけですね。その辺の情報の提供というのはどういうふうにして。

○日比野氏 どうぞ。

○道野輸入食品安全対策室長 資料 2 の 8 ページをごらんいただきますと、上側の資料に食品からの放射性物質の摂取量の推計データというのがございます。先ほども説明の中で少し触れさせていただきましたけれども、昨年の秋、9 月と 11 月に東京、宮城、福島で実際に流通している食品を購入して、通常のそういう平均的な食事をした場合にどれぐらいの曝露を受けるかということについて検査をして推計したというデータです。

左側の棒グラフですが、薄く例えば東京 0.17 とか、宮城 0.20 とか、福島 0.18 とかと書いている、この全体の大層を占めるのがカリウム 40、天然核種ということです。セシウム 134、137 による年間の実効線量というのがミリシーベルトで表していますけれども、これが東京では 0.0026、宮城では 0.0178、福島では 0.0193 というこ

とで、こういった比較をやはりきちんと示していく必要がありますし、この右側のグラフは、事故前、平成 20 年度の調査も同じようにやっています、当然ですけども、事故前、事故後でカリウム 40 のレベルというのはそんなに変わらないということをお示ししているわけです。

○日比野氏 では、短くどうぞ。

○阿南氏 放射性カリウム 40 もセシウムも、健康影響というか、人体に与える影響というのは同じなのですね。

○熊谷食品安全委員長代理 それは全く同じですので、カリウム 40 も何がしかの影響を私たちの体に与えているだろうということは十分考えられます。ただ、その影響は、先ほどの非常に低いレベルになりますと、実はそこは先ほど来はっきりしないということを申し上げてきましたけれども、それでも科学的に何か考えられるのではないかと、学説というものがあります。つまり、もっと低いレベルだと、むしろ我々の体に有利に働いているのではないかと、温泉でそういうのがありますね。

そうではなくて、そこはむしろ高いレベルよりもそのレベルにしては影響が大きいのだとする説もありまして、実はそこを検証する手立てがないので、私どもはそこは言及することができないと評価してあるところなのです。よろしいでしょうか。

○日比野氏 よろしいでしょうか。役所の説明というのは正確なのけれども、難しくなりがちです。正確さということと理解してもらえるかということとは往々にしてずれがあるので、分かりやすく説明するために是非いろいろ工夫してほしいと思います。

この間の東京の会場のときに私は言ったのですが、放射能、放射線というのは一般の方には非常に理解しにくいし、特にベクレルとシーベルトという単位が両方出てきてわかりにくくしています。これをもっとわかりやすく説明する努力をしてほしいと思います。

例えば一般食品で 1 kg100 ベクレルが基準値といっても、何のことかわかりにくいのです。例えば成人の場合、牛肉を 1 年間に 700~800kg 食べてやっと 1 ミリシーベルトになるのです。これだけの牛肉を 1 人で食べられますかということになる。大きい牛 1 頭まるまる食べて、やっと新基準値ぎりぎりのところにくる。そういう言い方をすればもっとわかりやすいと思いますが、単に 100 ベクレル、50 ベクレルと言われても、なかなか理解されません。もう少しイメージできる、具体的な量とか言い方を考えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

ほかに何か 3 人の方からお聞きしたいことはございますか。

どうぞ。

○鈴木氏 農水省さんの方に尋ねたいのですが、農地の除染ということで我々ふだんから農地で仕事をしていますし、そこで作物をつくっているわけなのですが、農地の除染と言ったときに、最初、我々が感じたことは、農地の中にあるセシウムを

取り除くという意味で考えていたのですが、後から聞くと、農地の上に立ったときの空間線量をいかに下げていくかということなのだと聞いていたのですが、それがそうなのかということが1点。

先ほど来、除染をするためにプラウ耕といって深起こししたりとか、カリウム肥料という作物をつくるのに必要な肥料なのですが、そういうものを投入することで作物の吸収を減らそうということなのですが、結局、我々の農業をやっている一番大事な土でして、その土の上層部 15cm の土をつくるのに何十年もかかっているのです。それが地力というところなのですが、それを一緒に耕運してしまうということに対する抵抗感とか、水田などだと深く起こしてしまうと、その後の生産性の部分で機械が入れなくなって埋まってしまったりとかそういうことも出てくるのですが、そういったところと一緒にどう考えたらいいのかということと、カリウムについても、カリ肥、少ないところに入れていくことによって効果はすごくあると思うのですが、もともと農地自体が肥えているいい土地だとカリウムを入れ過ぎてしまった障害というのでも出てくるので、そういったところを農業の立場としてどんなふうに今後農水省さんで考えていらっしゃるのかお聞きしたいのです。

○安岡生産推進室長 今、鈴木さんがおっしゃったとおりです。農地の除染を進めています、非常に難しいです。最初の農地の除染は何のためにするのかというと、2つあります。

1つはおっしゃったとおりで、農地は生活空間でもありますので、外部被ばくを減らすためには、線量を下げなければいけないということで、その空間線量を下げするためにやるということが1つ。

もう一つは、当然今日説明しているポイントでもありますけれども、作物が吸収する量を減らすように除染していくという2つの目的でやっていくことになると思います。ただ、実際現場は非常に難しいです。例えば上を耕運していなければ表面に汚染がたまっていますからはぎ取りとかできるわけですが、1cm はぎ取っただけでも土の量は物すごい量になります。ですから、その土をどこに持っていくのかは大変現場では御苦労されています。

一方で、ほかの方法として、今説明した反転耕だとか、鈴木さんがおっしゃったとおりでそれぞれに実は問題があります。というのは、せっかくつくってきた作土を混合させたり下に放り込んだりして、今まで長い間農家が苦労してきた作土が使えなくなることがあったり、そういう問題を持っています。ただ、そういうことをしないと線量も下げられないし、作物、地域によっては安全なものをつくれないうことで、現場には大変御苦労をおかけしているのですが、進めているという状態です。

最後、カリの方の話がございました。カリ肥料はおっしゃるとおりで、土壌中のカリ含量が足りないところにカリ肥料を入れると非常にセシウムの吸収を抑える効果が

あります。それに対してカリが十分あるところに更にまいたところ、実は対策の効果がないというところがあって、今、おっしゃったとおりのようなことで、ちゃんと現場には指導していかなければいけないなと思っているところです。

余り答えにはなっていないのですけれども、いずれにしても農家は非常に対策には御苦労されているし、除染と一言と言ってもいろんな現場の問題もあります。我々は財政的な支援などを行っているところですが、こうした現場の御苦労があり、一方でできるだけ無いようにと考えていますが、生産性を犠牲にする部分などもあるのが実状で進んでいるところです。

○日比野氏 よろしいですか。

○鈴木氏 現場でいろいろと状況が違うので、その辺ももう少しきめ細かに現場を見ていただきながら、一緒くたなやり方ではなくて、そのケースに合ったやり方というのは是非やっていただけたら嬉しいなと思います。お願いします。

○日比野氏 今さん、よろしいですか。

○今氏 1点だけよろしいですか。

私のところは牧草を放射性物質が高いため廃棄ということだったが、それ以上高いところの廃棄物に対してどういうふうにとのぐらい保管すればいいのか。いずれ、今、シートをかけている部分の中で腐食して、あとは土壤に浸透するような流れになるかなと思うのですが、まだはっきりしたことが決まっていないのか、そこがわかればお願いします。

○安岡生産推進課長 放射性物質関係の問題で、廃棄物の問題というのは非常に難しい問題になっています。2つございます。

1つは、やはり濃度の高いものを特に有機物の場合、焼却とかなければいけないということがあって、なかなか焼却をしていただくには周囲の住民の方々の御理解が得られないということもありますし、最終的にそうやって焼却した灰などを最終処分どこに持っていくのかということで非常に今なかなか難しい状況になっています。環境省中心で取り組んでいますけれども、今、まず農水省としては、現場にいろんな農業系の廃棄物があるのを、まずは農業を続けていく上で障害にならないように、もしくは農家の庭先で新しい被ばくとかを生まないようにということで、ひとまずは仮置き、一時保管というのをさせていただいているところです。

更に先の最終処分に行かなければいけないのですけれども、そこはまだまだ難しいところもありますので、まずはとにかく現場でいろいろ問題にならないようにというところを農水省としては一時保管などを進めているというのが現状でございます。

○日比野氏 ありがとうございます。

それでは、この後、会場の皆さんとパネラーの方との質疑応答を行いたいと思います。

今日も関係業界の方、たくさんお見えになっています。先週、東京で行ったときも

そうだったのですが、質問の内容が自社製品の話だったり、余りに専門的で私も何を聞いているかわからないようなことがありました。自社の検査の機器がどうのこうのとかと、後で個別に農水省ないしは厚労省に聞けばわかる話はここで質問しないでください。今回、これだけたくさんの方がお見えになっているので、皆さんに共通の関心があるだろうと思われる質問にしてください。

できるだけたくさんの方に質問はしていただきたいと思いますので、質問は手短かに大体2分検討でしてください。その場合に、申し訳ないですが、起立していただいて、所属と名前をおっしゃってから質問をしてくださるようお願いいたします。

それでは、質問のある方、手を挙げてください。では、前の方、お願いします。
○質問者A ありがとうございます。私はもう既に退職しておりますが、現役時代は農水省で農林技官をやっておりました。特に後半は国際農業研究所みたいなところで働いておりました。

そこで問題になったのは、残留農薬に関して、コーデックスの値が妥当かどうかというような話は随分話題になりました。それで私は、今回の話の基本は、情報が伝わっていないのではなくて情報がないのではないかと思います。日本でこの事件が起こる前に、人間が放射能を浴びるとどうなると、そういう情報が多分ないから、コーデックスが放射能について1,000ベクレルと言ったのに、日本は去年の3月の段階で500ベクレルとし、4月1日、エイプリルフールでは100ベクレルとどんどん数値が変わってしまっている。これは日本に自らのつかんだ安全性に関する情報がないのではないかと思います。

そういった意味で、千葉にあります放射性総合医学研究所が、基本的にこれだけ浴びるとこうなるといような情報を出しているのでしょうか、いないのでしょうか、これをお願いします。

○日比野氏 わかりました。

では、どなたでもよろしいですか。行政の方、どなたかよろしくお願いします。

○道野輸入食品安全対策室長 私の方から答えさせていただいて、足りなければ熊谷先生をお願いします。

これまで知見がどうだったかということにつきましては、食品衛生法の規制、先ほど若干御説明しましたけれども、1986年、チェルノブイリ原子力発電所の事故がありまして、その際にヨーロッパの地域から輸入される食品についての暫定規制値も設け、実際に測定などもやっています。そういったノウハウがあるので、今回も都道府県の放射能検査につきまして、輸入食品を検査している検疫所の方でも相当数検査の受け入れなどもやっていますし、当時から放医研の先生、今おっしゃったような放射線医学研究所の先生方とか、勿論、厚労省の医薬品食品衛生研究所だとか、国立保健医療科学院に専門家がおられますし、当然のことながら専門家と相談しながら対処してきたということがあります。

数値の話でコーデックス 1000、暫定規制値 500、今回の新基準値 100 ということについての御指摘がございましたけれども、コーデックスの 1000 となぜ違うのかということについては先ほども少し触れましたけれども、基準値のつくりが若干異なっているということなのです。

詳しく申し上げますと、3 ページの先ほどの資料をごらんいただくとありますように、仮に線量レベルについてはコーデックスと同じ 1 ミリシーベルトを使っているわけです。ただし、この中でどれぐらい食品を汚染しているかということを想定しなければいけないということになるわけですが、コーデックス基準というのは外国などの事故を前提をしているので、そういう汚染している可能性のある食品の占有率を 10% と想定しているのです。新基準につきましては、これを食料自給率が 2 分の 1 ということなので、50% と占有率、汚染の可能性のある食品を 50% と想定している。

食品衛生法の基準値というのは、先ほど御指摘もありましたけれども、残留農薬もそうなのですが、一定のワーストシナリオで基準値を設定するという考え方に立っていますので、そういった国産の食品が汚染される可能性があるということで、占有率 2 分の 1 という考え方に立ってやっています。

更に年齢別に細かく食品の摂取実態だとかそういったことも考慮して基準値の検討を 3 ページの表にあるように行っていますので、更に安全側に立った計算ということになって、結果として 100Bq/kg という基準値になっています。

暫定規制値につきましては、日本の関係の専門家からなる原子力安全委員会が実際に事故周辺地域で摂取制限を行うということを前提とした場合にどのような基準が必要かということで、事故時、緊急時ということで 5 ミリシーベルトというような年間の被ばく量を想定して数字をつくった結果 500 という数字になっているという関係にあります。

多分、食品安全委員会が設置される前にチェルノブイリの対応などがありましたので、御説明しましたけれども、食品安全委員会の今回のそういった科学的知見等に関しては熊谷先生の方からお願いできればと思います。

○熊谷食品安全委員長代理 私ども、今回の事故を受けまして評価いたしましたので、その前は発足して以降、放射能につきましては、放射性物質については今回といいますか、その評価が初めてです。

その事故以前に、例えば広島にあります放射線影響研究所が長崎、広島の前爆の影響を特に調査研究されてきて、その過程で人のがんに対する影響についてはホームページにも相当たくさん掲載しておりました。

そのほかにつきましては、例えば医療被ばくにつきましてはそれぞれの大学病院なり大学が調査研究を進め、大学によってはそういうことをホームページ等で公表しているところもあったかとも思います。

あとは国で言えば、原子力安全委員会がありますし、関連機関がどの程度健康影響

について評価していたかについては今私は知識を持っていないのですけれども、そういうところも活動はしてきたかと思っております。

○日比野氏 参加者の方から事前に書いていただいたアンケートを見ますと、いろいろ両極端の意見があります。凝り固まった思想、主張を持った人々に引きずられないようにしてほしいとか、放射性物質の影響は世間を騒がしているほど大きくないことを伝えてほしいという意見がある一方、今の基準でも緩いと思う、見直しをお願いしますとか、現在の新基準の安全の根拠を知りたいという意見があります。

放射能の自主検査をやるのは行政への不信の表れだと思うのですが、そこで行政への不信とかそういう立場から御意見のある方。今度は女性の方にしたいと思います。

では、後ろの女性の方。

○質問者B ありがとうございます。私はサードウェーブ株式会社マーケティング担当のオリガと申します。私はウクライナ出身です。ですので、皆さんのチェルノブイリに関するお話、非常によく理解しております。

行政不信に関しまして、消費者安全に関するだけではなくて、農林水産省の方にも健康の影響について発表された方にも質問なのですけれども、私は最近、皆様が暫定基準値、実証的に管理すべきだとおっしゃっていらっしゃったのですけれども、スーパーマーケットなどで商品を選んでいるときに、どうも検査の漏れがあったようです。そういったことに対して、スーパーの店員などに、例えばこの鶏肉がどこでつくられているのかと、国産としか書いていないのですけれども、妊娠している女性ですとか、小さいお子さんを抱えている女性ですとか、単純にそういったものを買わないのです。

私もその人たちのうちの1人なのです。今、妊娠中なのですけれども、非常に敏感な話なのです。皆さんが非常によく勉強なされているのは知っております。ウクライナの方に行ってチェルノブイリ事故後の食品の検査対象のこと。

○日比野氏 もう少し簡潔にお願いします。

○質問者B はい。どなたかおわかりだと思っておりますけれども、例えばスーパーマーケットの方で何ベクレルのものかとかという表記をマストにする体制、そういった体制の整備は進められているのでしょうか。もし進められているのであれば、いつまでにする予定なのでしょうか。

済みません、長くなりましたが、よろしく願いいたします。

○日比野氏 わかりました。

同じような立場の方はほかにもいますか。では、男性の方。

○質問者C 私は放射線測定器をつくっている会社で、フジタといいます。

今、食品中の放射線の測定なのですが、安岡先生が厚労省に登録分析機関、なるべくそこを使ってほしいと言われました。まずそれを知りたいことと、私の立場からすると、実は食品放射能の自主検査の測定室を立ち上げたいなと思っている。そうすると、もし立ち上げた場合は、厚労省に登録、認定させてもらう何か基準があるのでし

ようか。測定器というのは御承知のとおり微量の放射線というのは測定時間を長くすればするほど正確になるので、ある意味ではすべての測定器が合格になる、そういうことで、その辺の基準があったら教えてほしい。

○日比野氏 わかりました。

今の2問についてどなたでも結構ですので、お願いします。

○道野輸入食品安全対策室長 最初の方の御質問ですけれども、十分でなければ御指摘いただきたいですが、例えば食品それぞれに放射能の測定結果を表示することを義務づけるということについてどうなのかという御質問と受け止めさせていただきます。

全品に表示をするということは、結局全数検査をするということが前提になるわけです。食品の表示については、食品表示一般の基準改正の検討が行われているというような報道もありますけれども、消費者庁の方で担当しているわけです。

私、厚生労働省の人間なので、ただ、消費者庁の方がいらっしゃるの簡単で答えさせていただきますと、消費者庁の考えとしては、全数検査が前提になっていないので、当然、一つひとつの食品に表示を義務付けるということは困難ですということが基本的なスタンスだと理解しています。

では、なぜ全数検査しないのかということになるわけなのですけれども、現在のやり方というのは、結局モニタリング検査といいまして、例えば環境中の放射線量が高いところであるとか、これまでの検査結果は大分蓄積しているということを先ほども御紹介しましたけれども、そういったこれまでのデータからある程度のセシウムの濃度が高いと考えられる食品であるとか地域であるとか、そういったところを重点に置いて検査をして、そういった汚染物質が地理的に広がりを持って出荷される可能性があるところについては、原子力災害対策特別措置法に基づいて、出荷制限措置というのをして、一つひとつの食品を検査をするまでもなく、そういった地域の食品についてはひょっとしたら基準値以下のものもあるかもしれませんけれども、それらも含めて出荷制限措置を取るということで、基準値を超える食品の流通を防止しているわけです。

やはり全数検査に関しては、時間だとかコストだとか、そういったものを考えて、今、大量の食品が流通しているわけですが、それを一つひとつ検査するというのは非常に難しいと思いますし、それが本当に効果的なのかということを考えると、今、取っている検査の手法としては、モニタリング検査に基づいて幅広く出荷制限をかけて、流通する食品は基準値以下のものが流通するように担保していくということをやっているわけです。

そういったモニタリングと出荷制限の仕組みというのがうまく動いているかどうかということに関しては、今度は流通食品を検査して、基準値以下のものが出回っているのかということについてのチェックということも併せてやって、そういったシステムの検証ということも引き続きやっていこうというのが私どもの取組みと御理解いた

だけだと思います。

分析法の件でありますけれども、農林水産省さんの方の通知で紹介されている食衛生法に基づく登録検査機関のリストというのがあります。これは食品衛生法に基づく登録の基準というのは、食品衛生法なり政省令にすべて明記して公表されていますので、その内容を確認していただければと思います。ハードの基準であったり、ソフトの基準であったり。

ソフトの基準というのは、正確に食品中の農薬だとかそういったものを分析するためのソフトの基準ということがあるわけです。

放射性物質の試験法につきましては、3月15日、3月1日に2回にわたって、厚生労働省の方から通知が出ておりますので、その内容を確認していただきたいと思います。またそれに参考として平成14年に緊急モニタリングのガイドラインというのを出していますので、そういったものも参考にいただければと思います。

○日比野氏 安岡さん、よろしいですか。

それでは、消費者庁の担当の方から一言説明したいということですので。

○司会（金田企画官） 食品表示を担当する消費者庁から、食品表示についてお答えいたします。

今、御説明ありましたとおり、検査機器に限りがある、検査体制に限りがある中で商品表示、ベクレル表示を行うということについては、現在、それを義務づけるという考え方は無理と考えております。

しかしながら、現在のところ、検査機器の台数を増やすことによって、少しでも多くの検査体制を拡充していくということで対応したいというのが現状の立場でございます。

自発的に検査を行っていただいてそれを表示していただくことについては、消費者の皆様の安心につながるということで、可能な限りやっていただければと考えているところでございます。

補足させていただきました。

○日比野氏 まだたくさんの方がお見えになると思いますが、今の質問とは反対側、つまり、放射能の影響を過度に強調しすぎるという御意見の方も何人かお見えになります。既に対策は十分だという立場から、何か質問したい、物を申したいという方はお見えでありますか。

では、その女性の方。

○質問者D 日本エヌ・ユー・エスの平瀬と申します。

私、仕事で放射線のことを5年ほどやっているのですが、その中で福島事故の対応として、行政さんとして十分に安全を見込んだ規制値が設けられてきて、しっかりした検査体制ができている。更に生産者さんの対応によって、実際に放射能の検出がほとんどされていないという状況の中で、私も実は2才の子どもがいるのです

けれども、小さい子がいる人が産地を気にするのが当然で、そうしない母親はちょっとだめな母親であるような、そういった風潮、正義のようなものがあると感じているのですけれども、これについて、そもそもこの風潮の問題というのは何が問題点なのかということと、それに対するどんな対策ができるのかということは何かお考えでしたら御教示願いたいと思います。

○日比野氏 ほかに同じような立場で御意見、質問がある方。

では、男の方。

○質問者E ありがとうございます。川崎に住んでいます石井と申します。

食品安全委員会が基準値を出したということで、それについての文献とか、先ほど阿南さんが言われたK40も含めたものであるとか、そういうことが基準値を出すときに不正確なのです。ですから、チェアマンも言われていますように、もう少し食品安全委員会がPRをして、農水も厚労もテレビでも何でもいいですから、この非常時なのですから、基準値を100ベクレルにした意味をもう少し出してほしい。それに基づいて皆さんが基準値以下であることを実行していけばいいと思うのです。

そうしないと、あるスーパーは検出せずを求めるとか、消費者の誤解を招くような、こちらは検出せずだから大丈夫ですとか、そういう販売の促進剤に使う、かつてそういうことが何回もあったのですけれども、そういうことがないようにしっかり基準値を擁護して、それに基づいてやってください。

基準値も妊婦とか子どもとか、全部そういうのを加味した基準値なのですから、そこら辺はしっかりそういうメッセージを食品安全委員会、農水、厚労省、消費者庁、全部出してほしいと思います。

以上です。

○日比野氏 ありがとうございます。

今の質問にどなたでも結構ですが、お答えできますか。

○熊谷食品安全委員長代理 多分私だけでは済まない話だと思いますので、後でよろしく願います。

私どもはなるべく科学的に正確な情報を国民の皆さんに御理解いただきたいと常々考えています。科学的な部分で誤解がなきように、正確な理解に基づいて選択するというのは個人の自由ですので、しかし、そこに誤解が生じていると、本人のみならず、すべからず多方面の方々に迷惑が及ぶだろうという基本的なスタンスに立っています。

先ほど出てきましたように、食品安全モニターというのを数百人、正確には忘れましたが、全国の国民の皆様をお願いして、そういう役割を担っていただいて、毎年何回か食品安全モニターの方々と意見交換して、そのモニターの方々にはそれぞれ自分の地域でなるべく科学的な正確な情報を普及していただくという活動をしています。

あと小中学生を対象に、これはもっと長いスパンの話なのですから、やはり子

どものときから正しい教育が必要だろうということで、そういう活動もしております。そういう活動を通じて何とか知識、科学的に正しいといいますか、妥当な知識というのを広めていくということをしております。

先ほどマスメディアを使うなり、いろいろな手段でもう少し普及を図った方がいいのではないかという大変ありがたい御意見をいただきました。これについては、徐々にではありますけれども、私どもも多少は改善されてきているかなと思っております。まだまだとは思っております。特にメディアを通じて全国民に正しい情報を提供するというところまではなかなかいっていないというのが実情です。

どうも御指摘いただきましてありがとうございます。

○日比野氏 では、追加がございましたら、どうぞ。

○安岡生産推進室長 最初のいわゆる御質問の風評被害についてです。特に基準値がクリアされているにもかかわらず売れなかったり、もしくは産地を気にしてそういうところであればということで買い控えが起きたりということについてです。

農業の現場は、今、1年経ってもまだいろんな形でこうした影響があるところです。私の個人的な意見も含まれるところですが、正直、こういうリスクミをしていて、皆さんと話をしていると、今日のようなお話を聞いて、皆さん初めて聞いたということが多かったのではないかなと思うのです。例えば具体的などろで言うと、カリの40が事故前の通常農作物にもこれぐらい含まれていた。私の説明で言えば、米について去年、暫定規制値を超えたと言うけれども、実際超えたのはこれだけしかなかったとかといったことが、こういう場で説明して見ると、皆さんにちゃんと伝わっていないのかなと思います。

ですから、やはり2つあって、我々としても検査の結果を始めとして情報をしっかり伝えていくということと、更には東京会場でも話がありましたけれども、伝え方をもっと我々行政としても工夫していくということかなと思います。

また、こういう場を通じて適切に情報を出していきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○道野輸入食品安全対策室長 やはり行政からの情報発信ということに関しての課題だと思います。先ほど阿南先生の御説明にもあったように、多くの皆さんがテレビやラジオから情報源とされていて、やはりなかなか行政からの直接の情報、例えば厚生労働省のホームページだとか、そういったところを情報源にする方は非常に限られているというような御指摘がございました。

日比野さんは報道出身なのであれなのですけれども、やはり報道というのはある程度そういった問題がある情報について中心に報道されるということもあって、なかなか安全だとか問題がない内容については報道されない。それはもともとそういう特性を持っているから仕方がないわけなのですけれども、そういったことを前提にして我々も粘り強くこういったリスクコミュニケーションということで、今後も各地で予定し

ておりますし、政府広報ということで、厚生労働省というか政府でも新基準値というものについて広報の重点課題にしようということで、政府広報についても力を入れていく。

ひょっとしたら、お気づきの方もいらっしゃるかもしれませんが、新聞の一面の突出しに、新基準値についてのお知らせというようなことも4月に入ってからやっておりますし、今後また政府広報、広告だとか、そういったことについてもしっかり対応していきたいと考えています。

先ほど、どうやったら信頼されるかということで申すならば、そういった情報発信も当然必要なのですが、やはり検査をしっかりとやって、問題のあるものについてはきちんと出荷制限をかけて、それで問題のあるもの、基準値を超えるものが流通しないようにするといった取組みを粘り強くやり、検査結果についてもきちんと最新のものを公表していくという活動を継続して信頼していただくということにしていかなないと、簡単に信用してくださいとって、そうですかということにはなかなかならないのだろうと思います。

先ほどの食品一つひとつに表示できないのかという御指摘についても、現在までに10万件以上の検査をして、その一つひとつのデータが厚生労働省のホームページでは確認できますし、そこには産地、市町村名、品名だとかということも詳しく出ていますので、そういったものも参考にさせていただきながら、こんな検査をやっているのだということだけでも理解していただければ非常にありがたいなと思っています。

以上です。

○日比野氏 ありがとうございます。

阿南さんにお伺いします。先ほどの女性の方がおっしゃった、子どもを持つ母親で放射能のことを心配しない親はだめな親と思われるような、逆の風潮、心配するのが当たり前という風潮、それについてはどのようにお考えですか。

○阿南氏 だめな親だとは思っていないと思うのです。私は、何よりもそうした消費者同士の対立をそのままにしておいたらいけないと思いますと言いたいです。それには、今、お話がありましたけれども、やはり小さなお子さんを持っている人たちの対話の場がないのです。情報が伝わる場がないのです。それが今最大の問題で、私も消費者庁と一緒に全国各地でいろんなこういうコミュニケーションをやっているのですが、いくらでも、いらっしゃらないです。本当に情報を伝えたい方たちに集まっていただけないという状況が続いていますので、そこをどうやって対策していくのかということが一番問題だと思っています。私は厚生労働省に、各地に保健所があって、妊産婦さんの学級ですとかいろんなことをやっているわけですから、各地の保健所で放射性物質の問題をテーマにやったらどうかとか、消費者庁にも、全国各地に消費者センターが600ぐらいありますので、そんな場で小さなグループで情報が共有できるような場を設定してはどうかとか言っています。これからも言いたいです。そ

こに消費者団体が協力していくという形がいいのではないかなと思います。

○日比野氏 ありがとうございます。

時間が大分オーバーしましたが、最後にどうしても質問したいという方、お見えになりましたら1人、2人、発言していただきますが、ございますか。

今、1人。もう一人、お見えになりますか。

では、あの方。

○質問者F 東京都で産業研の金城と申します。

質問というより意見なのですが、先ほど行政と専門家の責任ということと言及されましたが、私は更にもっとある意味大事なのはマスコミの責任ではないかと思います。インターネットにも非常に多くの情報がありますが、あれは匿名性をいいことに玉石混交だと思います。非常に暴力的な意見もあります。結局公のものとしてマスメディアの果たす役割は非常に大きいと思います。

大体において危ない、危険というのはすぐニュースになりますけれども、これ以下ならば大丈夫ではないかということについて、実は公的機関も発信をしているはずなのですが、それはニュースにならないということではなかなか過不足のない情報を共有することが難しいのではないかと考えております。マスコミの方はよくそこをお考えいただきたいと思います。

○日比野氏 御指摘、そのとおりだと思います。メディアに籍を置く人間として、そこを言われると本当に痛いところです。危険性を必要以上にあおるメディアがありますが、それは、それぞれの社の方針でしょう。ですが、そのメディアの記者が全員同じ考えかという、それは違います。

最近、毎日新聞の小島正美編集委員が「誤解だらけの放射能ニュース」という新書を書かれました。一連の放射能報道のどこに問題があるかを具体的記事の分析を通じ指摘していて、非常によくできた本です。会場の皆さんにも一読をお勧めします。その中で私の所属する東京新聞の記事も「危険な話」ばかりを載せる市民団体の機関誌のようだと厳しく批判されています。

ちょっと時間が過ぎてしまいましたけれども、もともと理解が難しい放射能、放射線のことに関して、どうしてもわかり合えない部分があつて、不信感だとか不安感を解消するのは容易ではないことを改めて痛感しました。今日、本当はもっと議論を深めていろいろ突き詰めたいと思うところもあったのですが、時間の制約がありますので、これで終わりとさせていただきます。今日の議論で多少でも生産者あるいは消費者の人がお互いの立場をわかり合ってくれる機会になれば幸いです。

司会の不手際で時間が延びましたことをお詫び申し上げます。

どうもありがとうございました。

○司会（金田企画官） 本日は大変御熱心な御議論、ありがとうございました。これにて本日の意見交換会を修了させていただきます。改めまして、講演者、そしてパネ

リストの皆様には拍手をお願いいたします。

円滑な進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。なお、お渡ししてありますアンケート用紙に是非御記入の上、出口の回収箱にお入れください。また各省庁からのチラシ等を配布しておりますので、是非お取りください。本日は長時間にわたりありがとうございました。

会場整備の都合がございます。恐れ入りますが、速やかな御退室をよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

以上でございます。